

である。當時世間にては、氏が非常に有利なる条件を提出して大に自家の利益を圖りし如く想像せし者なきに非らざりしも、實際此の救済業務は、氏に取つて餘り割合よきものにはあらざりき、何となれば、其の後七八年間は銀行の復舊を努むるのみにて、思はしき利益も無かつたからである、然れども氏の期する所は永遠に在りて、目前にあらざ、故に爾來二十餘年を経たる後日に於ては、五十圓拂込の株券の時價は、額面以上なるに至り、政府の貸下金も契約通り之を上納し其の實は二箇年早く、之を償還し得るの準備ありき稍完全のものとなるに至れり、氏の引受くる事業は多く此の流儀にて、引受當時は随分困難にして、決して世人の想像する如く、割合よき仕事を

目前の利を
追はず

にあらざるもの多かりしなり。

日露戦争中、財界に於ける氏の働きに就て特筆すべきは、右の一事のみにして、其の他軍國の財界に貢獻せし所は、他の銀行業者と別に異なる所なかりき、又戦時中に於て、一攫萬金とも稱すべき何等の投機事業を企てしことなく、唯其の業務を益々擴張するに過ぎざりしなり、越えて三十八年、日露の媾和成り、其の一兩年は所謂好景氣の時代にして、其の狀は恰も日清戦争後の一二年の如く、諸株式は皆執れも暴騰する時代となれり、此の時に於て善次郎氏の資産は、又多大の膨脹をなしたること、他の富豪と異なることなし、唯其の規模の膨脹にして勢力の範圍の廣濶なるだけそれだけ氏の財産の膨脹も、亦た甚しかりき、尤も戦前より買付け居りし有價證券類が、此

時世に伴ひ
資産膨脹す

明治四十年
に於ける勢
力範圍
明治四十年
七十歳

の好景氣の時代に於て、其の絶頂に暴騰せし時、之を賣放つて收め得たる利益は少からざるに似たれども、それ等は非常な多額には上らざりし如し、要するに此の大好景氣の爲め、所有の株券及び地所等の價格が暴騰せし爲め、其の財産も亦た膨脹せしを見るべきなり、明治四十年に於ける氏の關係銀行及び、諸會社を擧ぐれば、其の資本及び預金等は左の如く増加せり、當時氏は其の齡正に七十歳に達した。

明治四十年度の關係銀行會社

銀行名	拂込資金	預金高
安田銀行	一、〇〇〇 <small>千圓</small>	一一、九〇五、三九五 <small>圓</small>
第三銀行	一、四〇〇	二〇、八五五、八一五
第十七銀行	五〇〇	二、九七二、四四五

第三百三十銀行	一、六二五	九、〇六〇、〇〇〇
第二十二銀行	六六〇	三、一五八、〇〇〇
根室銀行	一二二五	九八四、〇〇〇
肥後銀行	一、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇
京都銀行	二五〇	五五〇、〇〇〇
第九十八銀行	二四〇	六三八、〇〇〇
日本商業銀行	五〇〇	六、三七三、二九三
高知銀行	八〇〇	一、六二六、一五二
合計	一一、二〇〇	七二、一二三、一〇〇
會社名		資本金
共濟生命保險株式會社		三〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>
東京火災保險株式會社		一〇、〇〇〇、〇〇〇
帝國海上運送火災保險株式會社		三、〇〇〇、〇〇〇

東京建物株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇
中國鐵道株式會社	五、三〇〇、〇〇〇
秋田電氣株式會社	一、〇〇〇、〇〇〇
水戸鐵道株式會社	一、三〇〇、〇〇〇
京濱電氣鐵道株式會社	五、一〇〇、〇〇〇
合計	二九、九三〇、〇〇〇

第三十六 本傳の三十

事業と私交との區別 京都の紳商 支那の張之洞 老婆を避く 和敬會

事業本位の取引

善次郎氏の生涯を通じて、最も目立ちたる習性は、氏が事業と私交との界を劃然と區別して之を混同せぬ一事である、假令對手の人格は左まで氣に入らぬ者でも、其の事業が確實であれば、大なる取引をするに躊躇せぬ、又之に反して對手が如何に懇親の間柄でも、其の事業が不安なるときは、決して取引をせぬ、右は餘り窮屈に似たれども、事業を堅くし、私交を全くする上より言ふときは、此の行爲が却つて宜い場合が多いと見える、又右氏は氏の成功に與つて大に力ある箇條の一であることは、

に使用されし人々の言ふ所である、又我々が知り居る事に就いて考ふるも、爾かあつたやうにも見える、これは獨り氏のみに限らず、成功せる金融業者には大切な一條の由で、或有名なる金融家の言に「人から借入を懇請されたとき、平氣に斷つて通ることが出来る様になれば、最早立派な金融業者である」と、是が或は金融の秘訣かも知れぬ。

事業の性質が不安なるものは、如何ほご懇親に持掛けても、氏は中々貸出を承知しない人であつたこと云はれて居る、或年氏が京阪に出張せし時、京都の著名なる一富豪が、其の關係事業に、金の逼迫を感じ、貸出方を薄く氏に申込んで置いた、そして氏の神戸滞在を好機として京都より出懸け、懇親の間柄ではあり、圍碁は氏の最も

私交に累せられず

好む所であるからして、幾ご一晝夜の間、氏ご碁を圍みて懇情を濫め、既に機は熟せりご考へ、此の相談を持出せしに、氏は矢張り承知せず、之を斷りたる由、此の事は當時氏に隨行して其の事に携はりし人の語る所である、上記の富豪も著名の人物にて、彼の身代より言ふも、此の位の貸出は左程に危険なき對手にて、且互に遊戲に打興じたる揚句の事なれば、大抵の人ならば之を應諾せざるを得ざる場合であつたにも拘らず、其の能く此の如くなりしを見て、此の隨員は氏の意志の堅固なるに驚きたりご云ふ。

又他の一例を言へば、明治三十五年頃ご覺ゆ、支那の湖廣總督張之洞が、或事業に付いて、日本より資金を入手したしこの内談あり、張氏は其の頃支那に於ける最有

力の人物にして、其の人格も亦當世第一流に推されて居た、我が外務省にても、此の人を助け置かば、種々の利權を我が國に得るの便宜も多かるべきを以て、何ごかして其の請に應じ度く思ひたるも、善次郎氏の外は右に應ずるに足るべき十分の資力者なきを察して氏に内談あり、氏も亦兼ねてより、支那に羽翼を張らんこの志ありしが故、兎も角も實地に就いて、之を調査し、可否を決する事となれり、因つて外務省は、上海の總領事、及び其の向くの駐在官等に向つて、氏も亦同行し、又は氏に便宜を與ふべき旨を内訓し、氏も亦四五名の隨員を伴ひ、支那に向つて出發した、右は同年の四月頃であつた、そして此行を概言すれば、氏が漢口に出張するに就ては、同所では相應の騒であつた、氏の一行が上海總領事と共に漢

口に着するや、總督衙門からは、手厚い接待があり、旅宿なども、別に或役所を修繕して、之に充てた云ふやうな鄭重な取扱であつた、斯くて先方の申込んだ事業の調査に取掛り、先方と種々相談するに至つて、氏は此の取引を餘り安全ならずと考へしと見え、冷然と出資を謝絶して歸朝した。氏は絶えず内地旅行を爲し居たりしも、未だ海外の地を踏みしここなし、海外の風俗を見しここは蓋し此の時を初めとす、故に支那國內の萬事が不取締にして整頓せざる状況を見、百事精密に行届きたる我が國と之を比較して、大に不安を感じたるにも因るべく、又他に種々の原因あらんも、支那全體の事物が一體に不安にして、莫大の資本を投ずるに不適當なりと感ぜしは、慥に之を謝

絶せし一原因なるべし、氏が當時の日記中に左の歌が記してある。

清國人の生活する様の如何にも劣等に見えて憐れなれば

あはれこの濁江にのみすむ魚は

うかぶ瀬もなき世をかこつらん

こ、支那人の生活程度の低くして、其の憐れむべき有様

には、氏も驚入つたものご見ゆ。

蓋し當時支那側の考は、其の事業に限つて貸出を望む

に非ず、寧ろ如何なる名義にても、唯多額の金を借入れ

たき志望で、必ずしも其の提出せる事業には限らなかつ

たのである、大抵の者ならんには是程の取扱を受け、是

程の行懸りであれば、多少の貸出は爲したであらうに、

氏は其の胸に落ちぬ事ごあれば、如何なる鄭重の取扱を受け、先方が如何なる大騒を爲すごても、決して之に應ぜぬのである、是れは氏が事業を不安なりご見れば、如何なる相手でも、如何なる事柄でも、決して私情に絆されぬ意志の強さを示すの一例ご言ふても宜いであらう。然らば、氏は曾て一滴の涙もない人かご言ふに、決してさうではない、其の甥などに訓戒を加ふる時などは往々雙眼に涙を浮べて居ることが多かつた、今日でも一門中には其の事を語り出して故人を追慕する人々が多い、衷情は非常に濫い所のある人であつたごは、側近者が今日も想ひ出して語る所である、又或人が四谷の伊賀町邊の狭き小路を通行せしに、折柄の道普請で、僅に一人の通行を容るゝほどの悪路であつた、丁度向ふから貧しき

老婆が来た、一人の紳士が之に行逢ふた、孰れか泥濘の中に避けねばならぬ場合となつた、其の時紳士は足を泥に没して之を避けて通した、それを見て居た人が、後其の紳士を見るに、夫れは善次郎氏であつたことは、當時傍觀した一人が嘗て余に語つた直話である、其の人も、善次郎氏が人知れぬ處に斯る親切あるには驚いたこと云ふ話であつた、其の他にも之に類する話を往々聞くことがあつた、本來は胸に温情を蓄へながら、私情と事業取引とは劃然として之を區別し、毫も混同せぬ所が、一の特長であつた、山本達雄男が、日本銀行總裁たりし時、嘗て其の友人の爲め、善次郎氏に向て或鑛山に貸出を所望した、氏は其の事の山本氏に不利なるを説いて、固く之を苦諫したが、山本氏は又友人の窮を救ふに篤き人であるから、

是非貸出し呉れよと懇請した、其の時善次郎氏は「是程に自分が留るをも聽かず、貸出せよと言はるゝならば、貸出しもしやうが、それでは萬一回收不可能の場合には、貴君に返済を要求するが、それも御覺悟であるか」と念を押した、山本氏は「無論の事である」と答へて此の貸借は成立したが、後不幸にして善次郎氏の恐れし如く、其の事業は不振に陥り、貸金の返済不可能となつた、其の時善次郎氏は用捨なく山本氏に要求して來た、これは余が嘗て山本氏から聞きし話である、斯くの如く私情は私情、取引は取引、日本銀行總裁として取立つるに用捨はせぬ所に、氏の特異なる一端が窺はれる。

明治三十二年頃に安田商事會社を設立したことは、前に記したが、此の商事會社なるものは、安田一家が是ま

で經營し來つた雜事を擧げて、總べて此の會社に引纏め
 たものである、例せば倉庫事業の如き、又硫黃山より製
 出した硫黃賣捌き事業の如き、又は大阪に在りし安田運
 搬所の如き、又製釘所の製品を賣捌くが如き、其の他種
 々なるものを一括して、此の商會社の取扱となしたの
 である、併し是等は氏の本業たる銀行業務などに比すれ
 ば、其の取扱高は、左迄の巨額には上らぬやうである。
 氏の一身上より觀察するに前にも記した如く、氏は中
 々多趣味にて、謠曲もやる、茶の湯もやる、碁も打つ、
 馬にも乗る、中々慰みの多い人である、従つて仲間の會
 も數多である、例せば拙碁會とか、馬談會とか、色々の
 會合に参加出席したけれども、最も長く續いた會を擧ぐ
 れば、借樂會と和敬會とであつた、尙此の外に和合會と

拙碁會
馬談會

和合會

借樂會

稱するものがある、これは安田一族の内會で如何に懇親
 でも他人をば列席せしめぬ、氏の兄弟、姉妹、叔姪、子
 孫、丈の會合である、一口に言へば親族會である、此の
 會は規則として、毎月四日を定日とし必ず其の催しがあ
 つた、一同食事を偕にして歡を盡すのが例である、右は
 内輪の會ながら氏の没する迄續いた、其の次に長く續い
 たものは借樂會である、右は有力な富豪同好者の聚團で、
 明治九年から大正年間迄も續いた。
 明治三十七年に、會員の寫眞と其筆蹟を集めて、借
 樂會と題する物を作り、善次郎氏自ら其の序文を書いて居
 る、其の文と會員の姓名は左の如し。
 借樂會序文
 友人相見へ談笑するは樂之に如くものなし、況んや

其志を同ふするもの相會し、談笑の間に見聞を交換し、兼く積日の勤勞を慰する吾が偕樂會の如き、蓋し其最なるものか。

斯會や實業有志の集る所、黨を作らず、派を立てず、和氣霽く能く胸襟を披いて、款晤す、其談ずるや、主として、經濟實業に係り復た政治に及ばず、其樂むや、豪奢を衒はず、貧素を旨とし、清遊を期す、畢竟其本分を逸せざる爲なり、眞に之を後進に傳へて妨げず、又老人に示して、不可なしといふべし、宜なり、明治九年以來今日に至る、二十有餘年、曾て衰ふる事なし、尙長へに、隆盛ならんことを。

頃日會員相謀り手蹟照相の一片を此帖に蒐め以て、他日の記念と爲さんとする、一度之を開けば恰も一堂の

下に相會して談笑するの思あり、快といふべし、以て序となす。

明治三十七年晩秋

勤儉堂 安田善次郎識。

會員 松方正義、桂太郎、井上馨、曾根荒助。
會員 客員

三井高保、中村清藏、柿沼谷藏、大谷嘉兵衛、濱口吉右衛門、添田壽一、菊地長四郎、岩永省一、近藤廉平、武井守正、安田善次郎、曾我祐準、原六郎、中澤彦吉、淺田正文、園田孝吉、益田孝、山本達雄、喜谷市郎右衛門、大倉喜八郎、高橋新吉、松尾臣善、加藤正義、澁澤榮一、馬越恭平、高橋是清、淺野總一郎、相馬永胤。

此の會は長年月に亘つたから、會員も新陳代謝して、多數に上つて居る、今會員たりし人々で姓名の知れ居る分を擧ぐれば。

小野義眞、成島柳北、岩橋徹輔、肥田昭作、熊谷武五郎、原田二郎、川崎八右衛門、藤井能三、山崎忠門、井上準之助、服部金太郎、大橋新太郎、小倉久兵衛、長井利右衛門、安田善三郎、山本嘉兵衛、佐々田懋、木村清四郎、莊田平五郎、日比谷平左衛門。尚ほ此外に漏れて居る人々もあるであらう。此會は毎月一回、十日に開會したので通例十日會と云ひ、氏も其の次に長く續いたものは和敬會である、右は茶湯の同好者の集會であつて、會員は、東久世通禧、松浦詮、

伊東祐麿、東胤城、久松勝成、伊東雋吉、石黒忠恵、戸塚文海、三井八郎次郎、三田葆光、安田善次郎、岡崎維素、松浦恆、金澤三右衛門、岩見鑑造、青地幾次郎等の諸氏である、其の會則は左の通りである。

和敬會規約

- 一、和敬清寂の本旨を守るべき事。
 - 一、器は新古を選ばず結構を好むべからざる事。
 - 一、食は淡薄を主として厚味を備ふべからざる事。
- 珠光曰茶は遊に非ず藝にあらず又放坐に非ず一味清淨法也。
- 又曰茶道を以て禮を行ひ茶禮を以て是を飲、宗甫居士曰茶の湯の道とても外なし君父に忠孝を盡し家々の業を懈怠せず殊に舊友の交りを失ふ事なかれ。

又曰道具ごてもさして寄へからず珍敷名物ごても、
かはりたる事なし、古きごて其昔は新し、唯家に久
しく傳りたる道具こそ名物なれ、形よろしきは捨べ
からず多を羨まず、少をいごはず、一色の道具たり
ごも幾度も、てはやしてこそ、子孫にまで傳ふ
べけれ。

宗關居士曰器を愛して風情を好むは形容をのみ樂し
む數奇者也。

心樂しむ數奇者こそ寔の數奇者ごそいふべけれ、
譬は萬貫の道具たりごも炭ご瓢ひごつほごの意に叶
まじ。

又曰見せものに仕候へば實より虚になり申候右様の
しなく候故眞實も道理も失ひ申につき茶道は諸道

の悪魔になり又奢の根本にも罷成申候。

右先師の遺訓を遵守し相互に和平禮を正く懈怠の邪
念を退け斯道の清閑雅趣を樂しみ交友の信を存せむ
ここを約すこ云。

明治三十三年一月

- 古帆 (東久世) 心月 (松浦) 玄遠 (伊東) 不羨 (東)
- 忍叟 (久松) 宗幽 (伊東) 況翁 (石黒) 市隱 (戸塚)
- 松籟 (三井) 葆光 (三田) 松翁 (安田) 淵沖 (岡崎)
- 無塵 (松浦) 蒼夫 (金澤) 巖美 (岩見) 湛海 (青池)

この茶の湯仲間、世事を外にした最も風流な會合で
あつた。

又此の外にも色々の會があつたやうであるが、右に記
する諸會の如く、永續しなかつた、又常に出席も仕な

つた、此の頃より晩年に至る迄、氏の交遊する所は、何れも我が社會の上流に位する品格よき人々のみなりしことば、右の人名を見て察せらる。

第三十七 本傳の三十一

保善社の組織——二種の資本金——一族の生活法——逋租脱税の爲にせず——半隱居の姿——公職と會社銀行の施設——敍位授勲——濟生會——彼此の撰擇取捨——使用人の忠實

財産保管の
深慮

凡そ富豪が莫大の資産を積み得たる後の心配は、如何にせば永久之を子孫に傳へ得べきかの一事である、善次郎氏も亦此の事には頗る考慮を費したものでらしく、明治十七年の頃、其の資産が已に相應の高き爲りし時より、子孫の爲め、一種の財産保管の組織を工風して、之を保善社と名づけた、其の大要は左の如くである。

先づ其社の資産を二種に分ち、一を基本財産とし、一を配當附の財産とし、前者より生ずる利益は必ず之を其の資本に組入れ、利殖一方のものとする事、則ち此の資本金は利倍法を以て進み行くものとし、其の利率は最低三分、最高六分見當とす。

又後者なる配當附の資本は、毎決算期に其の利益を配當するものとし、而して一族の地位に據つて、銘くに、此の資本金の内にて其の持分を定め、之に準じて利益を配當す、尤も各家ごもに其の持分を定むるのみにて之を勝手に所藏すること許さず、又他に對して之を擔保と爲すことを得ざる譯なり、つまり各家の持分は其の分け前を表示するの標準に止まるのである。

一族をば、宗家、同家、分家、類家、の四種に分ち、

當主善次郎氏に對する血統の親疎に従つて、親族を右の等級に區別し、親近者に厚くして漸次に疎族に及ぼすの定めなり。

安田の一門は、總べて此の配當に依つて生活するものとし、尙各家に對しては、銘くに其一年の出納表を提出せしめ、之を監査す、故に身柄不相應なる浪費をなす者は、其の金を受取る能はずと雖も、至當なる入費は如何なる巨額と雖も、補給を仰ぐを得るの仕組なり、一言にて盡せば、安田一族は、皆それく充行扶持を受け、之に據つて生活するものとし、

然れども、其の家主が或會社に勤務して給料を取り、又は賞與等を受くるときは、それは一門の公費に關係なきものとし、各家の別途歳入として、自由に之を消費す

るも差支なきものとした、右の組織は明治十七年頃より
 已に實行を始め來り、其の效果の良好なるを以て、尙ほ
 改正を加へしも、大體の骨子は變更する所なく、越えて
 四十五年に至り、保善社の資金を一千萬圓に増加し、更
 に改正を加へて之を公然たる法人組織となせり、近年に
 至り世間の富豪が、逋租脱税の機關として、新に保善會
 社なるものを興すの舉ありて、其の仕組と安田家の保善
 社と類似する所あるより、動もすれば後者も右の目的を
 以て組織されたるものかの如く想像する向あるも、右は
 事實を知らざる者で、保善社の主眼は、元と一門一族の
 濫費を制し、永久に資産を存留し得る爲めにせしものに
 て、今時の保善社は、大に其の起原を異にし居る譯なり。
 又右の保善社の資本は、如何なる方法を以て利殖する

かを究むるに、大體之を三四種に區別し、其の一部を土
 地杯の如き不動産とし、一部を有價證券の如きものとし、
 一部を商事の運轉資金とする、而して其の運轉資金の如
 きも同社にて直接此の操作をなさずして、安田銀行など
 に預込み、相當の利子を收む、又他の有價證券の賣買な
 ごに至つても、保善社自ら其の取扱をなさずして、之を
 安田銀行などに託するを常とす、則ち保善社の資金は非
 常臨時の大利を得るよりも、寧ろ低利にて一定の收入を
 得るを、其の本意と爲すものに似たり。
 配當附資金は別に増加せざるも、基本資金の方は、年
 々の利益を時々資本に組込むが故に、其の高は年々共に
 増加するのみならず、氏は早く既に二拾餘年前より、子孫
 一族の爲め、斯る仕組を考案し置きたるは、先見ある行

爲ご云ふべきである。
 儲明治四拾年頃より養子善三郎氏を諸方面に其代人とせし以來、大正六七年迄の拾餘年間、氏は表面半隱居の姿にて、社交の煩を免れたりとも、業務の經營に至りては、依然たる安田一門の首腦にして、如何なる事柄も雖も、氏の裁決を経ざれば實行すること許さず、勿論通常の細務は、善三郎氏限りにて之を處断せしものなきにあらずとも、概して安田家の働きは、矢張り氏の胸中より出でたりしものなり、然れども此の拾餘年間は、從來の業務を擴張するを主として、新に大事業を經營する事も少かりしが如し、この數年間に於て、銀行會社に關する氏の主要なる行動を擧ぐれば、氏が其の筋より命ぜられて、委員となりしもの左の如し。

南滿洲鐵道株式會社創立委員を命ぜらる
 明治四十一年
 七十一歳
 東洋拓殖株式會社創立委員を命ぜらる
 五十八銀行を百三十銀行に合併す
 高知銀行を整理す
 信濃銀行を整理す
 明治四十二年
 七十二歳
 帝國製麻會社創立

明治三十九年、南滿洲鐵道株式會社創立委員を命ぜらる。
 同四十一年、東洋拓殖株式會社の創立委員を命ぜらる。
 又銀行方面に於ては
 明治四十年、第五十八銀行の整理を引受け之を第三百三十銀行に合併す。
 同四十一年、高知銀行を整理す。
 同四十一年、信濃銀行を整理す。
 又會社として
 明治四十年、帝國製麻株式會社を創立す。
 等の事あるに過ぎずとも、本來の事業に於ける擴張は益々隆盛に向へり、蓋し明治四十年より大正五六年に

實地調査の旅

勳二等瑞寶章を授けらる

從四位に叙せらる

至る頃は、氏の財力の大なること、及び其の遣り口の手堅きこと等が、廣く天下に信ぜられ、且氏が世務に熟達することも亦其の絶頂に達し、是等の事情が相待つて、氏の財力は年々増大する一方なりき。

氏の身體に付いて之を言へば、時に微恙なきにあらず。雖も、尙概して健康と目すべく、業務の相談を受くる毎に、實地踏査の爲め全國に旅行することは、往日に譲らず、但し從前に比すれば、幾分か其の數を減じたるを免れず、是氏が既に七十歳より八十歳の老境に向ふの路上に在るが爲なるべし、而して明治三十九年日露戰役に關する賞功として、勳二等に叙し瑞寶章を授けられ、又大正四年に至ては、位三級を進めて從四位に叙せらる。明治四十四年、政府は濟生會なるものを設け、大に社

明治四十四年七十四歳

濟生會寄付金と其の本意

會事業を営むの企を起し、其の資金として、國內著名の富豪に向て、寄附金を懇憑せり、當時氏と肩を比ぶる二三の紳商は、各々百萬圓を醸出し、後に至つて授爵の恩命あり、氏も亦百萬圓の寄付金を懇憑せられしが、之を辭して三十萬圓に止めたり、故に世上にては、氏が金錢を見ること爵位よりも尊しとの批評なきにあらざりき、然れども右に關する氏の本意に付いては種々の理由あるべきも、蓋し氏が兼ねての大望を成就する爲めには、百萬圓も亦大切なるに、今之を割きて受爵の資と爲すは尙早なり、他年其の資産が絶頂に達する日は、百萬圓はをろか一千萬圓をも社會奉仕の資に提出するも難きにあらず、今日半途の時代に當つて強ひて爵位を望むの要なしと考へしものに似たり、然らば氏は極めて爵位に冷淡

他を羨ます

にして一切之を希望せぬ人なるやと問はゞ、決して然らずと答ふるならん、氏は爵位を以て眞に榮譽となすの人なり、然れども一方に其の懷抱する大望ある以上は、中途半端の獻金を爲して迄も、急に爵位を得たことは思はざるのみ、是蓋し氏の眞意を穿ちし評ならんか。

然れども氏と財界に比肩する大倉、森村などの諸人が、皆男爵の肩書を有し、世にさきめくの日々に於て氏は悄然として之を羨むの様子ありしかと云ふに、そこは又平然たるものにて、是等の事は左ほご念頭に置かざりしが如し、一は其の胸中の本願たる日本第一の富豪の地位に必ず立ち得べき喜あるが爲め、他の榮位も左迄其の眼中に大きく映ぜぬにも因りしならん歟。

上記せし如く、氏は年と共に世務に熟達し、日本財界

老功なる貸
出口の取捨

実
用人の忠

の事は其の胸中に明なること、恰も熟練せし老航海者が海圖を按ぜずして、各所の暗礁を諳んじ、其の船舶を行るの自由自在なることが人を驚かすに似たるの觀ありしなり、然れども氏と雖も神にあらず、其の貸出の見込が常に當るのみにて一失なしとは言ふを得ず、氏の勢力範圍に在る各銀行の貸出口も、其數は幾百幾千の夥しきに上るべく、假令其主要なるものは數十口に過ぎざるにもせよ、其の貸付に於て一失なきことは望むべからず、極めて有體に云はゞ、氏の貸付にも随分多數の失敗ありしに相違なし、然るも尙能く之を收拾して、少しも破綻なく、順調に繁榮し得たる所以のものは、氏の使用する安田家幹部の人の忠實なる一事に因らずんばならず、同家の幹部は其の員數も僅少なる上、氏は獨裁君主の觀あ

りしが故に、使用人等は花々しき働きをなすの餘地なく、世上にて動もすれば、安田家に人無しこの評を得たるが如きも、然も其の實は主人公の失敗せる貸出に對して彼等は常に之を收拾し、其の過を補ひたる者にて彼等の大功は實に没す可らざるなり、流石に氏が見るの明は、亦た此處に現はれたり、假令氏をして如何に三面六臂を有し、一人にて百事を切廻はさしむることも、幾百千口の對手多き事業に於て、毫も失敗なしと云ふを得んや、而して之を收拾彌縫して、順調の繁榮を致さしめたる幹部使用人等の忠實は、唯知る者のみ之を知り居る筈である、但し末流の雇傭者等に至つては、最早や氏の目鏡の届き難き所にして、是等の者の中には、時こして心得違ひを爲す者ありしは、如何にも事實なり、然れどもこは

氏の撰抜圏外に在る末流の者共にして、何れの大家にも有り勝ちの事である。

第三十八 本傳の三十二

四分利公債の獻策——慈善事業の意向——富豪の心懸——事業次第人物次第——洋行せぬ巨人と英物

國家の事に思ひ及ぶ

資産を増し地位の高まるに従ひ、人の志も亦之と共に向上するのが世の常である、況や氏の如き人に在ては尙更のここである、其の初め氏の志す所は、通例の商人の如く、身を立て家を富まし、父母を喜ばしめ、餘慶を子孫に遺すに過ぎなかつたかも知れぬ、然れども其の地位の高まり、資産の増大するに至りては、國家社會にも何等かの貢獻を爲したことの志を生ずるも亦當然で、唯其の手段方法を撰擇する爲め、容易に手を下さぬ迄である、

四分利公債につき獻策

報國の端

氏に此の志念が満ちて、此心が常に其の胸中を往來し居たことは明らかに此頃の言動に露らはれて來た。其の事例は明治四十年、氏が七十歳以後に於て之を見出すことが出来る、桂内閣が戦後の大負荷に苦み、財政を整理せざる可らざる時代に於て、桂總理大臣が一億五千萬圓の公債募集の策を企てた時、氏を延見して其の利率を如何にすべきやを問ふた、依つて氏は四分利にて宜しかるべしと進言し、且應募者なき場合には、自分一手で之を引受くべき旨をも申述べ、遂に之れに決定した、如何にも當時氏の手元には、非常に遊金があつたには相違ないが、それが一時の現象で、平均する時は世上の金利は四分以上であることは知れ切て居る、又此の時財界に於ける氏の信用名聲は、既に轟き渡つて居たから、今

更大阪築港の時の如く、其の姓名を宣傳する必要も無い、何れより見るも、此の舉は自家の不便を忍で、唯國家に對する奉公の一端と考へたからの事である。

是に於て桂内閣は、氏の進言を納れ、愈々四分利公債を發行した、併し元ごく、餘り割合よき公債でないから、世間では之に應ずる者が少い、特に氏の進言に因ること、が聞へた爲めか、他の一二有力なる富豪の金融系統は、暗に之を妨るが如き状態であつた、其の爲め専ら氏の財力を以て應募し、此の公債を成立せしめねばならぬ場合に陥つた、是に於て氏は其の負擔を配下の各銀行に課し、各銀行は止むなく之に應じた、併し之を他に轉賣せんとするも、發行利率にては世間に對手なく、空しく此の公債を抱いて居らねばならぬ爲、其の間安田系統の各銀行

公債全部の
引受

は、相應に難澁したのである、是くらの事は氏も先見し得ぬ筈はない、然るに之を執行せし所以のものは、たゞ國家に盡すの一端と考へたからである、其の地位と資産の増加するに伴ひ、其の志が次第に國家社會に向ひ來りつゝあつたことは、之から推しても知るに足るであらう。

又、氏の事業に於けるや、先づ試に十年を一期として投資する、第一期の成績が良好であること又十年を第二期として増資する、第二期が良好なるを見ることは、茲に始めて眞の投資をする、之が氏の通則と稱せられてゐた、(時に除外例はあるも)又慈善方面に於ても稍々これに似て居る、若し或慈善事業の仕組が其の胸に落ちて、果して人を利すべしと考ふるときは、先づ幾分の資金を支出

して、其の成果を試る、決して一時に巨額を支出せぬ、
而して其の試験に於て十分の効果ありと認るときは、之
に繼ぐに巨額を以てする、慈善事業に關しても、其の心
を用ふるの深き此の如くである、世人の多くは慈善事業
を聞けば、最初から金を捐る事と覺悟し居るからして、
深く効果の如何を問はず、懐中の餘裕を喜捨する心持で
濟ませるのである、然るに氏は其の喜捨したる金が、果
して生た用をなすや否やを見届けぬ内は、決して承知せ
ぬ人である、是等が又一寸常人と異つた所である、若し
事業を信じ人物を信するときは、直に喜んで寄附する、
其の一例を擧ぐれば、石黒況翁氏は善次郎氏が深く信じ
て居た人で、其の交は長逝の時迄永續したが、石黒氏が
曾て慈惠病院に於て、西洋諸國の例に倣ひ、病院内の臥

臺(ベッド)を富豪に寄附せしめんことを企て、先づ氏に之を懇
憑せしに、氏は直に賛成したが、併し一時に巨額を投ぜ
ぬ、先づ安田病床十箇を作り、之に對する一切の費用を
支出する方法として、其の効果如何を試みた、而して石
黒氏の案は、果して豫想の良果を擧げ、病院も之を便
し、患者にも都合宜しかりしかば、次第に其の數を増加
して三十病床に上り、此の安田病床の爲め氏は數年に三
萬餘圓を費した、又石黒氏のここ故、其の計算をも綿密
に纏め、時々其の報告をも怠らざりしかば、氏も大に面
白き事に考へ、尙追々其の數を増すのみならず、右に類
する他の事柄にも義捐する所あらん心組なりしに、偶々
慈惠病院の當事者中に、皇后陛下の恩眷の下に立つ病院
にして、個人名義の寄附病床を置くは如何の可否を論

ずる者なご生ぜしかば、石黒氏、善次郎氏共に其の煩を厭ひ遂に之を中止せる由、氏は苟も其の事柄に當事者ごを信ずれば、必ずしも寄附義捐を吝まぬ、正に是が其の一例であり、又常に其の支出する金員の效果に注意する一證である、其後善次郎氏の晩年に、石黒翁が救貧事業を企畫して氏に其の相談を持懸けた事がある、勿論其の企は貧人に對して低利で金を借すこと及び貧にして依る所なき病者を收容してこれを濟ふこと云ふ事柄であつた、其の時氏の答に『斯様な賑恤のことは、私に限らず、誰でも出来る事であるから、世間一般に御相談になつたが宜しからう、強ひて私に御相談にも及ばぬかと思はれる』とありしかば『然らば君が力を致すべきはごんな事なりや』と問ひしに、氏は笑つて、『有力なる富豪は他人の出来ない

場合に其の力を致すべきものである、常人にも出来ることは常人に任せ、富豪でなければ出来ぬことを富豪は引受くる心懸が必要歟と思ひます、今若し國家社會に一大事が發生して、早急に莫大の支出を要すること云ふ如き場合に、多數の公衆から零碎の金を集めては迎も間に合ひ兼ねる危機がある、其の時に國家社會の急に應ずるが、富豪の心懸くべき事であらうご、私は常に考へてゐる、誰にでも出来る小口の賑濟救恤の如きは、其の事の出来る人々に任せ置ても宜しい譯かと思ひます』と答へし由、右は石黒翁の直話である、善次郎氏の年齢が老境に向ひ、思慮も熟し、財力も増し、信用も高まるに従ひ、かくの如く其志も次第に向上しつゝ、あつたやうに思はれる、東京の都市改良の爲め八億圓を投ぜんとする、後藤市

信すれば貸
出も吝なら
す

洋行せの巨
人英物

長の豫ての計畫を引受くるの内談を、氏より開きたる如
きも一は氏が後藤子を以て此の大規模の企を實行するに
足る人物なりと見込んだからの事である、苟も其人を信
ずるごきは、氏は随分に太つ腹なことをする、淺野總一
郎氏に對する貸出しの如きも亦それである、石橋を叩い
て渡る底の小規模なる小金融家と非常の相違あるは、則
ち此等の點である。
御一新後の新日本に於て、一度も洋行せずして、大事
業を成し遂げた人物が唯二人ある、一人は政界に於て之
を見、一人は財界に於て之を見る、政界に於ける其の人
は大隈侯であり、財界に於ける其の人は善次郎氏である、
隈侯の政治世界に遺せし功績と、其の働きとは今更ら言
ふ迄もない、世人周知のここである、又善次郎氏が財界

に於て絶代の巨富を作り、其の一舉手一投足が、日本の
財界を左右し得べき一大勢力と爲つたことは、是れ亦争
ひ難き事實である、一たびも歐米の地を踏まずして、政
界に財界に斯る威力を奮つたものは、唯此の二人のみで
ある、而して此の二人共に、余が其の平生を詳かにする
も亦一奇縁である。

維新以來、日本の百事は、總べて舊様を留めぬ迄に、
皆悉く一變進歩した、之を變革と言ひ進歩と言ふも、其
の内容を點檢すれば、歐米の事物に模倣するもの十の八
九に居る、否十の十迄幾ど歐米の眞似である、何事に於
ても歐米諸國は我より長足の進歩をなして居ること勿論
である、故に差向き彼の長を探るは、功を立るの捷徑で
もあり、事を成すに安全である、故に政治と云はず經濟

こ云はず、何事も其の範を歐米に取らざるものなきは固
 より怪しむに足らぬ、故に身自ら歐米に學びし者、若く
 は見學の爲め歐米を巡歴せし者は、之を以て自家成立の
 階梯となさぬ者はない、故に洋行は則ち日本人士の登龍
 門とも目すべく、之無くては立身出世も出来ない程であ
 る、然るに其の間に立ち、足、歐米の地を踏まず、目、
 歐米の事物を見ず、而して歐米の進歩主義を實行する社
 會に立ち、少しもひけを取らず、寧ろ先頭に立つて世を
 率ゐたる大隈侯の如きは、實に類例なき人である、善次
 郎氏の如きは、我が國の財界を率ゐたりとは云ひ難きも、
 日本の經濟組織、商業制度が悉皆歐米の新式に變遷する
 の間に驅逐して、少しも後れを取らず、一身の獨力を以
 て、稀有の大資産を築上げたるは、又一英物と言はざる

を得ぬ。
 大隈侯が、歐米の學説及び實際を聞けば、直に其の眞
 髓を悟つて之を利用せしごと同じく、善次郎氏も亦、歐米
 の銀行制度、會社組織は斯くくなりと聞くや、直に其
 の應用を悟つて、之を胸中に消化し、取て以て富を致す
 の資と爲す、會社法にあれば、銀行法にあれば歐米の理論は
 直に之を會得し之を受入れる、其の敏慧人に絶するもの
 あるにあらずんば焉ぞ能く此の如くならんや、一たびも
 洋行せずして、政界財界に大偉力を扶殖せしは、我が國
 に於て此二人の外、蓋し其例なき様である。

第三十九本傳の三十三

歐洲の大戦——好景氣の時代來る——三井三菱
に次ぐ——養子離居——再び事務を視る——大正
九年の財力

資産倍加の
新機會

明治四十年、氏が七十歳の時より、越えて大正六年、氏が八十歳に達するまで、其の間十餘年は新創に係る事業は甚だ多からずして、専ら其の心力を從來の各銀行、各會社の擴張に傾注する一方なりしが如し、而して其の發展し行く有様は、前記せし雪團を滾轉すると同様、一年ご其の大を増すのみであつた。然る處此の頃に至り、又俄に資産を増加すべき第三の大機會が現はれた、則ち歐洲大戦の發生である、此の

世界戦争の
好景氣

時代に於ても、氏の舉動は日清戦争、日露戦争時代と同様、時機に投ずる特殊應變の計畫を爲すでもなく、唯其の業務を地味に擴張するのみであつた、併し右戦亂の中頃より和平に至るまでの間、我が國に一大好景氣の時代ありしは、今尙諸人の記憶する所である、此の時に於て、氏の所有する一切の有價證券、並に土地等の如きまで皆其の價格を昂め、其の資産は益々増大し、今や三井、三菱に次で、安田家は全國富豪の第三位に數へらるゝまでに至つた、是に於てか氏が平素の志は始めて酬いられ、我が國財界の歴史に於て、古來一代富限を作りし四五名の人物中に其の姓名を列せらるゝに至つた。斯くて大正九年に至り、養子善三郎氏が、安田家より離居するここが起つた、前にも記せし如く、善次郎氏に

養嗣子の離
居

は實子六人ありて、四男、二女である、而して四人の男子中眞之助は早世し、善之助、善五郎、善雄三氏も皆既に成年に達し妻子もあり、立派に一家を爲して居た、世間の常習として家の繼承者は男子に限られ、立派な實子が三人もある場合には、假令長女に聳養子をなし、其の家名を冒さしむることも、多くは之を同姓の分家として、本家を輔るの支柱と爲すものである、假令長女の聳にもせよ、其の家の實子を差措き、他姓より貰ひ受けたる者に、其の家を相續せしむることは、幾ぞ稀である、然るに善次郎氏は、何か仔細ありと見へ養子に家督を繼がしむる考を有つて居た、我々は等閑に斯く考へて居た、氏が其の養子を家督相續人となしたのは、必ず父子の間に十分の默契があつて、養子が五六十歳に達する頃には、

大正九年
八十三歳

善次郎氏夫
婦の一家創
立

引退して顧問の地位に立ち、相續人の地位は之を實子に譲り、茲に世間の常例通り、安田家の相續權が實子に復する都合であらうと、然るに事實は左様でもなかりしこと見え、大正九年に至つて、養子善三郎氏は其の妻子と共に、全く安田家と離れることになつた、普通ならば養子離縁と云ふべき場合であるけれども、養子善三郎氏は、此の時既に安田家の家督相續人となつて居り、善次郎氏夫婦は隠居と爲つて居た、依つて一家の當主を離縁するここは出来ぬ爲め、隠居の善次郎氏夫婦が別に分れて一家を爲す事となり、茲に一の安田家が新に生れ出た姿になつたのである、而して氏の實子は、此の新家の相續人となる譯である、安田家の資産は、隠居が別居をなしたと共に、之に随つて移り行つたこと云ふ姿になつたのである

實子の家督
繼承

再び事務を
視る

る、餘程其の間が入組んで居る、若し初めより世間の常
 例に従ひ、實子を以て相續人として爲し、長女は他に嫁する
 か、又は又養子を取らねば、何の紛糾もなかりしなるべし。
 を佐けしめしならば、實子が父の繼承者となるのは、何
 今や養子が離居し、實子が父の繼承者となるのは、何
 の不思議もなき普通のことながら、一方に於て十數年の
 間、圓滿親睦なりし養父子の間柄が、隔離に至りしだけ
 は、憾むべきことである。
 是迄も、安田家の事業に關する大事は、悉く皆、
 善次郎氏の意中より出で、善三郎氏は、唯表面其の名代
 を勤め、父の代人として社交場裡に入らせし姿なりし故
 事の大體に至つては、何の變化なしと雖も、善三郎氏が
 離居せし上は、善次郎氏が自ら復た主人公として表面に

男盛りは八
九十

立現はれざるを得ざる譯となり、是事ありしより以後、
 氏は前の十年間に比すれば、又繁忙の身分に立戻つた次
 第である、其の時既に八十歳を越えし言へ、其の
 心身尙未だ衰へず、大正十年の春、社員等に對する訓諭
 にも、「昔時から諺にお前百迄わしや九十九までなご、唱
 へ、百を以て人生の局限なるが如く思ふは大なる心得違
 ひなり、人は養生次第にて優に百歳以上に達し得べきも
 のにて、私は是から若返つて又益々事務を發展せしむる
 志である」と、述べし程の勢なりき、此の頃氏が淺野總一
 郎氏に贈つた狂歌にも
 五十六十はなたれ小僧
 男盛りは八九十
 ご詠ぜし如く、自分ではまだ一廉の働きを爲べき見込な

りき、而して其の胸中には又遠大なる成竹ありしならむ。氏が再び事務を親らして、商界に安田家の旗幟を新にした時、其の財界に於ける勢力の大要は左の如くであつた。

大正九年度
に於ける勢
力範圍の銀
行

安田家の勢力範圍に在る諸銀行の資本金
及び預り金、本支店の數左の如し。

大正九年度關係銀行

銀行名	公稱資本	拂込資本	預金總高
安田銀行	二五、〇〇 <small>萬圓</small>	一七、五〇 <small>千圓</small>	一四三、八八 <small>千圓</small>
明治商業銀行	一〇、〇〇	七、四〇	五三、五七九
第三銀行	三〇、〇〇	一五、〇〇	一三五、〇八三
日本商業銀行	五、〇〇	五、〇〇	三四、五七五
第九十八銀行	一、三〇	五〇八	六、六九五

根室銀行	五、〇〇	二、三七五	四、五九一
肥後銀行	一〇、〇〇	七、五〇〇	二七、六九一
第十七銀行	一、二五	一、二五〇	一二、一二七
京都銀行	五、〇〇	二、〇〇〇	一八、〇三九
安田貯蓄銀行	三、〇〇	一、一六二五	二〇、八〇〇
高知銀行	六、〇〇	三、〇〇〇	一六、二二〇
第三百三十銀行	二〇、〇〇	一〇、〇〇〇	一〇一、三五一
第三十六銀行	一、〇〇	一、〇〇〇	六、四五一
正隆銀行	二〇、〇〇	九、八〇〇	二五、二七三
信濃銀行	七、〇〇	四、〇〇〇	一六、三六二
大垣共立銀行	三、〇〇	一、六五〇	九、八二六
關西銀行	一、〇〇	六二五	五、六〇九
第二十二銀行	五、〇〇	二、一五〇	二五、〇九四

栃木伊藤銀行	一、〇〇	六二五	二、六二一
神奈川銀行	二〇	二〇〇	二、五九二

本支數合計		二四〇箇所	
-------	--	-------	--

公稱資本金總合計額		一五九、七五〇、〇〇〇	
-----------	--	-------------	--

拂込資本金總合計額		九二、七三五、五〇〇	
-----------	--	------------	--

預金總合計		六六八、四五九、〇〇〇	
-------	--	-------------	--

安田家の勢力範圍に在る諸會社の資本金を舉れば左の如し。

大正九年度關係會社

會社名	資本金
-----	-----

共濟生命保險株式會社	三〇〇、〇〇〇
------------	---------

東京火災保險株式會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇
------------	------------

帝國海上火災運送保險株式會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇
----------------	------------

大正九年度に於ける勢力範圍の會社

東洋火災海上再保險株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇
---------------	-----------

安田商事株式會社	二〇、〇〇〇、〇〇〇
----------	------------

日本紙器製造株式會社	一五、〇〇〇、〇〇〇
------------	------------

帝國製麻株式會社	三一、七五〇、〇〇〇
----------	------------

滿蒙纖維工業株式會社	一、五〇〇、〇〇〇
------------	-----------

臺灣製麻株式會社	二、〇〇〇、〇〇〇
----------	-----------

水戸鐵道株式會社	五〇〇、〇〇〇
----------	---------

小湊鐵道株式會社	一、五〇〇、〇〇〇
----------	-----------

中國鐵道株式會社	四、三〇〇、〇〇〇
----------	-----------

京濱電氣鐵道株式會社	一五、〇〇〇、〇〇〇
------------	------------

東京建物株式會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇
----------	------------

滿洲興業株式會社	五、〇〇〇、〇〇〇
----------	-----------

興亞起業株式會社	一〇、〇〇〇、〇〇〇
----------	------------

群馬電力株式會社

一一、〇〇〇、〇〇〇

秋田電気株式會社

一、〇〇〇、〇〇〇

秋田瓦斯株式會社

三〇〇、〇〇〇

合計

一五五、一五〇、〇〇〇

氏が金融界に於て、今日に至る迄、世間の事業又は會社の設立其他盛大を助くる爲に、資金を加勢せし主なる取引先を列擧すれば左の通りである。

東京府下

製糸業六口へ

一、五〇〇、〇〇〇

埼玉縣下

製糸業五口へ

六、八〇〇、〇〇〇

鐵道一口へ

三五、〇〇〇

千葉縣下

鐵道二口へ

一一、二〇〇、〇〇〇

長野縣下

製糸業十口へ

一四六、三七〇、〇〇〇

岐阜縣下

肥料商一口へ

四〇〇、〇〇〇

和歌山縣下

鐵道一口へ

一六七、〇〇〇

京都府下

製糸業二口へ

二四、一七四、四五〇

紡績業一口へ

七〇、〇〇〇

染織業一口へ

七〇、〇〇〇

電気鐵道業一口へ

四〇、〇〇〇

電燈電力業一口へ

五〇、〇〇〇

釀造業(味淋、燒酎)一口へ

一〇〇、〇〇〇

兵庫縣 下

水道建設一口へ

一、六九〇、〇〇〇

電氣鐵道二口へ

一、二〇〇、〇〇〇

毛織物業一口へ

一〇〇、〇〇〇

鳥取縣 下

製糸業五口へ

五六五、〇〇〇

製銅業一口へ

四五、〇〇〇

高知縣 下

セメント業一口へ

二五〇、〇〇〇

製紙業一口へ

三、〇〇〇、〇〇〇

製紙原料販賣業三口へ

一九〇、〇〇〇

製糸業一口へ

三〇〇、〇〇〇

珊瑚及眞珠製造養殖業一口へ
電氣業三口へ

二〇〇、〇〇〇
九八八、五〇〇

福岡府 下

石炭業三口へ

五〇〇、〇〇〇

汽船漁業一口へ

一五〇、〇〇〇

北海道方面

農業林業一口へ

五、〇〇〇、〇〇〇

製造工業及植林業一口へ

五〇、〇〇〇

鐵道一口へ

一五〇、〇〇〇

滿州方面

特産物一口へ

七、〇〇〇、〇〇〇

土木建築業一口へ

三、〇〇〇、〇〇〇

鶏卵輸出業一口へ

一〇、〇〇〇、〇〇〇

興業發展一口へ

三〇〇、〇〇〇

油房業三口へ

四四〇、〇〇〇

機械製作業一口へ

三〇〇、〇〇〇

山林業一口へ

一五〇、〇〇〇

右の外、熊本縣の米券及び水電業、門司の埋立地及び兵庫の運河等へ貸出を爲して之を援助せしものあり。

右は單に各地の主なるものを舉るに止り、其他淺

野總一郎氏のセメント、及び汽船、船渠、製鐵の諸事業

に於る、兩宮敬次郎氏の鐵山、電氣鐵道等に於る、岩田

作兵衛氏の桂川電力及鐵道業に於ける等、孰れも皆な多

少善次郎氏の貸出に頼らざるもの莫し、又自餘の小事業

に至ては、其助けを受けたるもの幾ど、枚舉に遑あらず、

故に之を略す。

第四十本傳の三十四

一代富限の第一人 損益與に莫大 株式價

格賣崩しの噂 宿志未遂の二大事業 懷抱

せる新大計畫の三箇條

一代の富

一人の短き生涯を以て、氏の如き莫大の資産を積み得

たるものは、日本の富豪傳中に未だ多く見ざる所である、

或は此の人以外に全く之れ無きやも知れず、近世に富豪

を以て稱せらるゝ岩崎家の如きも、今日に於てこそ國內

一二に稱せられ、又三井家の如きも一二の稱を得たれど

も、多くは歴世の増加に因る者にて、岩崎家の始祖彌太

郎氏の歿せし時の資産が、果して善次郎氏を凌駕し居た

るや否やは疑問なるべく、又三井家の始祖の如きも、善

世界戦争の
大勢が崩し
たる莫大の
利益

次郎氏はほごにはあらざりしやも知れず。
一の幸運は次の幸運を招くものご見え氏に不利なる
高價に買入れたご見做されたものも、後日に至つては尙
幾十倍の高價と變ずるのみならず、入手當座は幾ご厄介
視されたる不動産、即ち地所、田畑の如きもの迄も、亦
其の巨富を助長したる場合が多い、殊に有價證券の如き
は、非常に氏の富を増益したりご見え、歐洲の大戦中、
即ち大正六年の氏の記録中に『有價證券の差益、壹千四百
九十五萬四千八百二十一圓』と手記せし條項あり、右は蓋
し所有證券の時價を推して算出せし利益ご見ゆ、他を加
算せぬ有價證券のみの一時の得益すら斯の如くなれば、
餘は推して知るべし、而して右の差益も保善社のみに係
り、氏の管轄範圍全般の利益高にはあらざる如し、尤も

株價賣崩し
の巷説

實際には巨
利を得がた
し

右も單に推算に止まり、實際入手せし者にはあらざるべ
きも、此の頃に於ける氏の財力が大規模にして、損得ご
もに其の高の莫大なるを察するに足る、一朝の利益すら
一千萬圓に上るごすれば、其の資力膨脹の速なる亦怪む
を須ひず。
凡そ騰貴せし有價證券の差益を一時に入手せんごて、
一時に之を賣放たん乎、如何に注意するごも必ず相場に
影響するを免れず、之が爲め暴落の端ごなるごあり、
氏も亦此舉に出たりごなし、買方に在る者は深く之を恨
みて悪聲を放ち、有價證券暴落の罪は、全く安田家の賣
崩しに在るが如く言ひ難し、氏の爲めには暗に一大不利
ごなりし如き場合も之あるに似たり、然れごも事實を點
検すれば、株式市場にて、左迄巨利を得たるの例なく、

縦し之ありとするも、精々五六百萬圓に過ぎざるが如し、
 右は日露戦争、歐洲大戰の兩度の好景氣時代に、安田家
 の株券賣却の事實に携はりし者の一致して説く所である、
 實際如何に巧妙に高價に賣抜けんご欲するも、其の手段
 は忽ち市場に知れ渡り、多大の利益を獨占するに至らざ
 る内に、早くも市價は下落するものを見ゆ。
 善次郎氏が、多年胸中に經營の大計畫を貯へながら、
 今年八十歳を越ゆるまで、未だ實行し得ざる二大事業が
 ある、其一は東京大阪間の高速電氣鐵道の敷設、其二
 は東京灣の大築港、是なり。
 氏が運輸上に一新生面を、開かんご企てたのは、今の
 東京大阪間の汽車の駛走時間が、十時間乃至十一時間半
 を要し、甚だ遅緩なるを以て、東海道の官營鐵道の外、

更に一の電氣鐵道を敷設し、六時間を以て之を辨せんご
 するのであつた、勿論特別急行であるが故に、停車場の
 數は之を少なくする、例せば東京より松田、静岡、名古屋、
 屋、龜山の如き都邑四五箇處を以て停留場となし、其他
 は急行する、然るときは此の電車に乗らんごする者は、
 最寄の鐵道にて、電車停留場に赴くが故に、官營鐵道の
 乗客も亦増加すべしご思考せしなり、無論電車の便に頼
 る者多かるべければ、東海道本線は、幾分の乗客を減す
 べしご雖も、是又餘儀なき事ご思考せしなり。
 この電車線路は其の哩數、貳百五十哩にして、其の資
 本金壹億圓、數箇年間に竣功するの見込なりき、右は氏
 が一手にても之を敷設せんご企てしものにして、亞米利
 加の如き國柄ならんには、たごへ既成鐵道の競争線あり

ごも、さつさご官憲は之を許可したらんに、我が國に於ては東海道線の持主たる鐵道省が、自己收入上の影響を顧慮して、氏の出願に許可を與ふるを躊躇し、空しく歲月を経過し、今に其儘こなつて大に氏を失望せしめた、若し此の大電車線路が、逸早く出來し居りしならば、世上旅客の便は如何ばかりなりしならんか。
又東京灣築港は、氏が年來の宿志にして、許可さえ得るならば、獨力を以ても之を成すべしとの主張なりき、氏が此の企は遠く二十餘年前、芳川顯正氏が知事たりし時代より始まり、歴代の東京府知事に出願せしが、何時も市會府會の異議に拒まれ、其の志を達するを得ざりしなり、この企は、築港の傍らに、大埋立地を作り、大船巨舶を東京に引付けるのみならず、品川灣に廣大なる土

地を築立てんこの計畫にて、築港は専ら世上の便に供し、其の埋立地を以て自家の利益ごなさんこの企なりき、此の事も若し早く二十年前に許可されしならば、海運業の利便如何ばかりなりしならんか、而して荷揚舢舟の爲め、東京輸出入の物品が、無益なる運賃を附加せらるゝを免かれ、都人士に如何ばかりの利益を與へしや知るべからず、然るに何時も他の妨を蒙りて、其の意を果し得ざりしは残念なりき、而して府會市會の之を阻む者の言は常に曰、「是等の事業は本と公共の性質のものにて、市自ら之を經營すべし、個人の一手に委すべきにあらず」と、左らば市が之を經營するかと云ふに、自ら進んで之を爲すの力量なく、唯空しく歲月を経過するのみなりき、世上の利益より言へば、一個人になりごも早く之を許可する

方、却つて一般の仕合せなりしなるべし、一個人に多大の利益を與ふるは惜むべきに似たれども、幾十年の日子を空過して、其の間世上に不便を與ふるよりも、寧ろ早く之を許可して、廣く其の利を世上に與ふるの優れるに如かざるべし。

今や善次郎氏は既に八十の高齡を超え、幾ど類例なき一代富限を作り得たる上は、最早や此の程度に満足し居りしかご云ふに、なか／＼然らざりし如し、一方より言へば、不知足の毀りを免がれ難きも、一方より言へば、進取活躍、死に至つて已まずご評すべく、生氣充溢して常に活潑、地の氣力を蓄へ居たるは、實に驚くに餘あり、上記せし宿願の二大計畫の外、氏は八十二三歳に於て尙更に一大發展の新懷抱を有つて居た、先づ其の第一は預

金吸集の新方法で、今の氏の手の中に在る預金六億萬圓を更に十億萬圓以上に増加するの企である、氏は日本で零碎な貯金を、まだ十分に吸収し得べき莫大の餘地あることを洞察して居た、就いては全国各地に安田貯蓄銀行の支店を網の目の如く無數に設置し、而して之を吸収するに信用ある善次郎氏の名を以てし、貯金全部の責任を負ひ、且つ其の預りたる金は、總て東京市債八億圓の如き確實なるものに振り向け、他に濫用の恐れなきことを示し、又其の利率も他の貯蓄銀行より一分乃至一分五厘方高くし、加ふるに何等かの奨励法を設け、自分自ら國中を行脚して之を説法し、一は世間に節儉の美風を慫慂し、一は因つて以て貯金を吸集するの趣向であつた。

前年後藤新平子が、東京市長時代に企てたる、都市改

良八億圓計畫の如きは、實に善次郎氏が豫ねてより懐抱
し來りし計畫に稍々符合する所ありし譯にて、後藤子こ
會見し之を引受くるの内談を開きしこ云ふも、其の實は
豫ねてより此大計畫が胸中に定まつて居たからである、
故に後藤子の都市計畫中に、築港の一事が除かれ居りし
ここは、氏には頗る物足りなく感じたのであつた、故に
氏が後藤氏に築港を含み居るや否やの質問を發せしこ云
ふも、築港が善次郎氏本來の目的の一なればなり、何こ
なれば氏は大築港をなす傍ら、其の近處に一大埋立地を
つくるは勿論、京濱間に大運河を開らく計畫をも持ち居
たりしなり、而して運河沿道の地所の大半は、自己の所
有とし、之を以て安田家の安全なる資産の一部となさん
この深意ありし如し、然る所以のものは、今日も既に京

濱間に於て、將來運河を経営さるべしと思はる、場所場
所には、氏が買入れ置きたる土地甚だ多きを以て之を知
るべく、愈々大築港、大運河の計畫が決定せらる、曉に
は、氏は更に手を伸ばして、多大の土地買入れを企てし
ならん、斯くして一方には將來繁榮を増すべき土地の大
地主となり、一方には大都市を相手に貸付金をなし、一
方には貯蓄銀行の大網を無數に張つて、全國の零碎なる
金員の大半を収集し、安田家の資力を益々充實せんご欲
せしなり。
尙氏の胸中には、氏が一生の力を以て集め得たる都鄙
各地の大小の銀行を打つて一丸となし、其の資本金五六
億萬圓の一大銀行を打建て、日本銀行と對立する程のも
のこなし、善次郎氏一生の偉業を此の一大銀行に遺こす

社會に貢獻
する志

事ごし、一方には其の大資産を割いて、廣大なる社會奉仕の一大組織に貢獻するの深謀を廻らして居た、此の最後の一事は、未だ具體的の成案を得るに至らずして、其の事柄及び方法等を兎や角ご考案中なりき、故に上記せる氏が胸中の大計畫が略ぼ實行の緒に就きたる曉に於て、一方如何なる方法を以て社會奉仕の實を擧げたであらうかは、頗る興味ある問題なりき。

第四十一 本傳の三十五

晩年の傾向——義捐の度数と金高の増加——會者定離の悟入——大正十年の奇禍——龍を描いて晴を點せず——安田家の系譜

當初は財を散ぜず
漸増する出捐

一方に積みつゝ、一方に散ずれば、到底大に積むことは出来ぬ、大に積みつゝある間は、少しも散ぜぬが致富の道である、氏の考も當初は此處に在つたやうで、其の若年から壯年迄の間は、殆ど積むの一方であつた、而して其の稍々富むに至るや、始めて少しく散ずることを始め、折々は寄附金などを爲すことを始めたが、其の金高も僅少のものであつた、明治四十一年東京慈惠病院に石黒氏の勧めに依つて、安田病床費三萬圓を寄附した外、

先 主なる寄附
安田修徳會
の設立

餘り目立つたものはなかつた、勿論世間に於ける同地位の人々が寄附金をなす場合には、氏も人並に之を爲したことはあるが、左迄に目立つ程のことはなかつた、然るに其の晩年に至るに従ひ、次第に社會に貢獻するの志を強めて、有益なる諸種の寄附を爲すことを始め、以前に比すれば度數も増し、金額も高まつて來た、特に大正三年より以後、其の歿する迄の九箇年間には、著しくそれが目立つて來た、例せば大正三年には、富山の市立職工學校、及び商業學校生徒の貸費基金、及び學校建築費六萬圓を寄附し、又大正五年には、東京帝國大學文學部佛敎講座の基金として、五萬圓を寄附し、大正十年には帝國大學講堂の建設費として、一百餘萬圓の寄附を申出た、又同年三百萬圓を以て、安田修徳會なる社團法人を設け

會者定離の
悟入

た。
斯く晩年に多額の義捐寄附をなすに至りし所以は、其の胸中に期したる財を散ずるの時機が、既に近づき來つたからである、特に先年養子離居の事あつて以來、此の志が盛んになつて來たやうに察せられた、右は蓋し氏が此の事に因つて『會者定離』の古語を切實に感じ、併せて『生者必滅』の理に思ひ到り、其の遺産を子孫に遺す外に、自己の遺業を後昆に傳ふる爲め、何等か社會に貢獻する事を爲し置かんこの念を起したやうに考へられる、其の意思は我々社會談の時なごにも、折々ほの見へて來たに因つて察せられた、故に氏に數年を假して、胸中の大計畫を實行せしめたならば、之と同時に又宏大なる社會奉仕の大事業を施設したであらう。

氏は晩年益々書を巧みにし、繪畫も上達し、狂歌も巧みとなり、其の雅號を福々子と稱し、堂號を勤儉堂とも稱した、又松翁とも稱へた、最早や氏は己に八十の高齡に達したるが故に、今や翁を以て氏を稱するの適當なることを覺ゆるから、以下には翁と記することにする、翁は元來挨拶萬端極めて謙遜なる上、頗る愛想よき人であつたからして、事業以外の交際たりし我々との間柄にては、唯温和謙讓の人とのみ見えて居つた。

翁の歿する前年、則ち大正九年の夏、余は房州に避暑する計畫で、將に出發せんとする前日、其の地の村長から、電報が来て、同地に「チブス」患者が二三名見えたから、甚だ不安に感ずる、來遊を見合せられたいこのことであつた、偕同行する筈の子供等の失望、言はん方なく依つ

て急に浦賀の海邊に赴くことにした、同地には安田家の所有に係る舊臼井家の家屋あることを知つて居たから、翁に其の借用を申し送つた處、直に快諾して呉れた、我々一行には、ちと廣きに過ぎ且美宅であつたが、差向き同所に入つて避暑の仕合せを得た、同所から歸京の期に至り、翁は書を寄せて、歸路には是非大磯に立寄れこのことなりし故、右借家の禮を述ぶる旁訪問することにした、偕何か土産を持ち行くべし、注文なきやと問合せしに「浦賀には好き水飴あり、それを貰ひたし」このこと故、歸途之を持參して立寄りしは八月の末なりき。

行つて見るに、同地別莊の家屋は、左迄廣大ならず、通例富豪の別莊としては、餘り數寄を盡せし美宅にあらず、無論普通中産階級の人の別莊よりは、稍々優れて見

ゆる位である、家屋は清潔なれども左迄廣からず、但し其の地積は廣大にして、一萬二三千坪もあるべく、其の七八割は山にして、家は麓の平地に在り、翁の話に依るに里人は此處を「姥が懷」と稱へ來りし由にて、北に山を負ひ南に面し、地形頗る温暖にして、避寒には屈竟ならんご考へらる、避暑にも亦宜しかるべく、随分風入れよくて涼しかりき、屋敷の周囲の垣根などは、疎らにして堅固と見え、之を概評すれば、億萬長者の別荘にはあらずして、寧ろ小富豪の別宅と云つて可なる者なりき、又座敷向き萬端は茶室風にて、普請は行届きたるも派手な所なし、唯余が此の家に來て最も氣に入りしは、其の浴室にして、廣さは十壘敷餘、廣大華美にあらねども、其の構造如何にも清潔にして、茶座敷の如く、水は又極め

て清潔なり、浴槽は俗に長州風呂と稱ふるものにて、水溜めを始め何物も皆清潔にして、風呂の浴し心地宜きこと亦無類なりき、翁の勧めに任せて、緩くり入浴せしが、斯る入り心地よき風呂は、近來見當らぬ程なりき、其の他は此の別荘に付いて特に記すべき廉なく、又座敷の庭は、山の麓を其の儘に取り入れしものにて、前住者が聊か木石を並べしを其儘にして手を入れぬと見え、唯樹木其他天然の野趣を存するのみで掃除だけは行届きたりき、此の天然の趣に任せ、痛く人工を加へざる所が、翁の得意の點と見るべし、翁の案内にて山を一巡せしが、中に廣し、之を緩くり散歩するには、一時間要すこの話なりき、山の小高き所より一望すれば、大磯の全景は一瞬の中に在り、海上一面の見晴しよく、東南は遙に鎌倉

方面、江之島などを望み得へし、山を迂廻して路を作
り、三十三番札所の観音を作る趣向にして、既に二三箇
所は出来し居れり、翁の話によれば翁が九十五歳迄に全
部出来すべしと云ふ、山の眺よき所に碑を建て、先帝が
始めて御東幸の折、大磯の濱にて觀漁ありしことを記す
るの碑を建つ、題字は松方公にて、記事は翁の作文にて、
余が少しく添削を加へたる者なり。

殊に可笑しきは、此の山に一の鐘樓ありて、大なる梵
鐘を懸く、近づいてよく視れば、そは貼抜きの大鐘にて、
之を不鳴鐘と稱へ、傍に其の記事ありて面白く出来居た
り、其の筆者を問へども、翁は笑て對へず、蓋し自分の
戲作なるかと思はる、翁と二人にて涼を樹蔭に納れつゝ
散歩して家に歸れば、横濱の富豪増田嘉兵衛翁が歸るこ

て暇乞ひに来るあり、三人鼎座す、余は此の人の名を知
り居りしも、初對面と思ひ其の挨拶をなせしに、翁は却
つて余を知り居る由にて、余が壯年時代、大藏省に居り
し頃、弗相場變動の監視を命ぜられ、横濱に出張せし時
に對面せしなりとて、當時余が若かりし風丰などを話し、
互に打笑ひたることなりしが、右増田翁は此の家の主翁
が日本橋小舟町に奉公せしとき、其の近處に同じく奉公
し居たりし由にて、奉公人同志の事とて、日夕互に笑語
せし間柄なりと言ふ、今や兩翁共に八十餘歳にて、増田
翁は最早や家督を子供に譲り、眞の隱居なる旨、主翁の
話なりき、此の兩翁は非常の親友と見え、松翁が増田翁
に贈りし左の歌あり。
なつかしき友と語らふ樂しさに

右に對して又左の返歌あり
ふる雪さへも忘れはてつ
降る雪こつもるおもひを語らんこ
都を後に來つる君かも

松翁が大磯に赴くときは、増田翁も亦同地に赴き、
田翁が同地に遊ぶときは、松翁も之に會遊する云ふ譯
にて、双方常に打合せをなして、相往來するを非常の樂
みこなし居る様子なりき、此の日増田翁は程なく辭去し、
其後は他の來客もなく、極めて閑靜にて、夕食に相應の
饗應を受けた、是より先、大磯の別莊に是非遊びに來ら
れよご、主翁より予を誘はれしことも、度々ありしが、
予は體よく謝して來遊するに至らざりき、其の仔細は翁
の話に先頃清浦子爵が大磯に碁打ちに來り、一泊して歸

氣の掛けな
い親しみ

られた、何の饗應もせず、唯手作り菜園物のみを饗せ
しに、子爵は大に喜び「餘り御馳走が出るご、度々來るこ
を遠慮せねばならぬが、斯様な御馳走ならば氣が掛け
ない、度々碁打ちに來るに都合が宜い」と言はれたりこの
事なりき、蓋し主客共に碁見え、一連二三十局も打
つ様子なりき、之を以て其の平凡碁たることを察するの
である、清浦子は碁戦を主眼とするが故に、畑物の御馳
走にて満足すべきも、予の如く碁も打たぬものが、態々
大磯迄行き、菜園物の御馳走にては、餘り有難からぬ故、
實は見合せ居りしなり、然るに此の度の松翁の話には、
大磯の鰻は非常に結構なり、右を御馳走するから是非來
いこのご故、儲は菜園物にはあらざるべしごて、實は
來りしやうのごごなりしが、果して大分旨き御馳走あり、

例の如く美術談やら、罪もなき世間話にて、一夕の暢談をなせしが、翁は頻りに一泊を勧めたれども、予は辭去した、其の時翁と別荘に居たのは、老夫人と二三の小間使の女中に過ぎざりき、又予の來着せし時、翁は頻りに揮毫最中なりき、同地には俗客も餘り多くは來らぬ様子に見受けたり。

然るに越えて翌年、則ち大正十年夏、翁は例に依りて此の別荘に赴き居たりしに、九月二十八日、朝日平吾なる者あり翁の知人の紹介状を持して面會を求む、翁は何心なく之を客室に引見せしに、其の男は何か社會事業の企てありとて、多額の出資を強要せる由、翁は例に依りて其の乞を辭せしに、彼者突然と飛掛つて、翁に兇刃を加へ、其の絶ゆるを見て、己も亦自盡せり、蓋し此の者

奇禍
大正十年
八十四才

畫龍點睛を
缺ぐ

は初より殺意を懷き、兇器を用意して來訪せしものにて、翁の人を爲りを詳にせず億萬の富を積むも終身散ずること翁の計報は實に朝野を驚愕せしめたり、若し翁に數年を假して、胸中の大計畫を實行せしめ、且其の富を散ずるの心計を實現せしめなば、茲に安田善次郎一代の事業の全幅を見るを得て、百年の下、翁の毀譽は定まる所あるべきに、半途にして翁を奪ひ去られしは、翁其の人の爲に痛惜すべきのみならず、社會奉仕の事業をも觀るを得ざらしめたるは甚だ憾むべしとす、之を譬ふれば、恰も繪畫の名匠が、一大龍を描出して、其の肢體鱗甲既に成り、今や將に大切の眼睛を點ぜんとするに至つて、中途俄に筆を擲ち去りたるが如きなり、翁の歿するや其の年

八十四歳、決して若きにあらず、然れども其の事業を完成する上より之を言へば、尙半途に在るものにて、其の事業の全幅を後世に示すを得ざりしは、翁の爲め深く痛恨すべし矣。

安田氏の家系

傳ふる所に據れば、安田家は、もご三善姓より出づ。三善清人は仁安年中正五位下に叙す。その裔三善康信は鎌倉の問註所の執事となる。此人の遠裔躬貞は近江國滋賀の郡司に任ず。躬貞より八代の孫貞清に至り備後國福山に住し、醫を以て業とす。貞清の末孫清雄、寶永二酉年越中國婦負郡安田村に移り住みて歸農す。清雄の三男楠三郎は、正徳元卯年に生れ、元文二巳年、同國富山城下婦負郡富山町新町に別戸す、安田村より出でし縁故を以て安田屋と稱し、三善姓の善の字をこつて善次郎と名を改む、富山藩士林治郎八の次女千世享保二酉年生、天明四甲辰年二月二十九日亡、年六十七を娶て。長男竹次郎、次男新次郎、三男茂三郎の三子を擧げ。天

明四甲辰年五月二十七日歿す。年七十四。之を安田家の始祖とす。

右善次郎の長男竹次郎は、享保十六亥年に生れ、家を継ぎて善次郎と稱す。妻マサを娶つて一男二女を擧ぐ。

(室マサは、享保十七子年に生れ、文化五年六月五日歿す。二代目善次郎は、文化十癸酉年十一月三十日、八十

三歳にて歿す。この二代目善次郎の時から士籍に列するの希望が生じ

たご傳へられて居る、天明七未年日本大に饑へ、餓死するもの多く、疫病流行し諸民困難を極む。この時二代目

善次郎氏が、其の藩士某を訪ひしに、恰も朝餐を取りつゝありしが主人の白き米飯を食するを見て、當時平常で

も農工商は、純米飯を食するこなく、殊に饑饉に際し

ては思ひも及ばぬこであつたから。今之を見た二代目

善次郎は、士族に饑饉なし、子孫生活の安全を計るは、

士族たるに若くはなしこ、深く其心に銘じた。しかし自

身はこの望を達せず、三代目も、亦た之を果さず、遂に

四代目善次郎に至つて始めてこれを實行し得た、故に安田

家が士籍に列するに至つたのは、實に二代目善次郎の志

望に淵源したと云はれて居る。三代目善次郎は、二代目の子である。幼名を楠三郎と

云ふ。天明九年(寛政元年)に生れ、三代目を継ぎて善次郎と稱し赤江マツ子を娶る。嘉永元年戊申六月一日、六十

歳にて歿す。三代目の室マツ子は、本と赤江村より富山城下船橋向

へ別家した赤江家の女主人であつたが、故あつて赤江家

を廢家し、三代目善次郎に嫁いだ。そしてその際三代善次郎は、將來赤江家を再興することをマツに約した。(赤江家は後年本書の主人公たる善次郎が之を再興した。三代目善次郎と妻マツ子との間には、子がなかつたので養子を迎へた、之れが四代目善次郎、則ち後の善悦翁である。

此の四代目善次郎(則ち後の善悦翁)は本書の主人公善次郎氏の父である。翁は文化十一年戊六月に生れ、明治二十年三月十六日歿す。

翁は元小長谷家の出である。富山袋町のツケギ屋黒川彌三郎の女某、同市の小長谷某に嫁いで二人の男子をあげ、長を藤七、次を政次郎といふ。然るに夫小長谷某が死亡せしため、政次郎を安田家三代目善次郎の養子に

遣はし、自分は藤七を連れて岩瀬某へ再嫁し二子を擧げた。右の政治郎が、則ち善悦翁である、生母が岩瀬家で生んだ二子と異父兄弟ゆへ、翁は之と親戚の交際をした。後年翁が善次郎氏に迎へられて出京するに付、富山なる士籍の家を繼承せしむるため、岩瀬家の某を養子として善三郎と改稱し、入家せしめたのも斯る間柄故である。

善悦翁が、三代目善次郎に養子となつたのは、二歳のときで、全く養母マツの乳によつて育てられた。弘化五年、養父善次郎死するに及んで、安田家四代目を継ぎ政治郎を善次郎と改稱した。

此頃安田家は商業の傍ら農業を営んでゐた。而して善悦翁は、二代目及三代目善次郎の遺志を體して、刻苦辛勤の末、遂に御長柄の株を購つて士籍に列するに至つた。

安田家が富山藩士の列に加はつたのは此時を初とす。
 善悦翁には四男六女ありしも其の三男三女は夭折し一
 男三女が成長した、長男は則ち本書の主人公善次郎氏で
 ある、長女は常子(太田彌五郎妻)二女は文子(井上兵藏妻)三
 女は清子(安田忠兵衛妻)である。

安田善次郎年譜

安田善次郎年譜

天保九年

壹 歳

十月九日

越中富山の町外れ鍋屋横町に生る、岩次郎と名づく。

傳記頁數
八七

弘化二年

八 歳

寺子屋に入る。

一〇二

嘉永二年

十二 歳

寺子屋を退き、行商、寫本等を爲す。

一〇四

安政元年

十七 歳

江戸へ出でんとして郷里を出奔し、飛彈迄至れるも果さず。

一一四

九月十六日

安政四年

二十 歳

又郷里を出奔して江戸に到り、一風呂屋に草鞋を脱ぐ、暫くして兩替屋に奉公す、此頃より忠兵衛と名乗る、再び郷里へ連れ戻さる。

一一六

四月二十八日

父母の許可を得て再び出府し、兩替店に奉公す。

一一九

文久二年

後、玩具の受賣をなし、一年を出でずして再び兩替店に奉公す、此頃主人贖金使用の嫌疑にて拘留せらるゝや善次郎氏も亦證人として拘留の厄を受く。

二十五歳

一一二四

主人に隨行して上國巡遊中、多武峯に於て、樂書の爲め捕はれ、一老僧の救によつて放免せらる。

一二八

母千代子刀自富山に於て歿す。

一三〇

十二月四日

二十六歳

金満家某と組合ひ小錢を北陸地方に送らんと企てたるも失敗す。

一四七

十二月一日

日本橋樂屋新道に借宅し、獨立して小舟町に露店を出し兩替を營む。

一三一

元治元年

廿七歳

日本橋人形町通乗物町に鯉節玉子店兼兩替屋を開く、此頃より善次郎と改名し、屋號を安田屋と稱す。

一三三

三月二日

十一月

日本橋田所町刷毛屋藤田彌兵衛氏四女房子(二十一歳)を娶る。

一三五

慶應元年

廿八歳

長女照子生る。

二〇五

九月

慶應二年

廿九歳

此年兩替町組、兩替商の肝煎に選ばれる。

一八〇

四月十四日

小舟町三丁目十番地に轉宅し兩替業を專にす。

一五一

十一月廿五日

長女照子歿す(二歳)。

二〇六

慶應三年

卅歳

浪人等の強奪脅迫の爲め、他の同業者は休業せしも、獨り營業を繼續し幕府古金銀買上の取扱を一手に引受けて大利を得。

一七二

明治元年

卅一歳

太政官札發行に際し、其の流通に盡力す。

一五七

十二月

明治二年

卅二歳

養子慶三郎歿す。(三歳)

四四〇

三月二十八日

紙幣の割引賣買禁止に先だち紙幣を買込みて利益を得。

一六〇

五月二日

少年店員細井平吉横濱通ひの途中汽船の汽罐爆發の爲め負傷す。

一八二

七月五日

平吉死亡、依て之を養子格とし厚く葬る。

一八三

七月六日

郷里富山へ歸省す。

一六二

七月廿六日	河上兵藏氏長男房太郎（二十五歳）を妹清子の婿に迎へ、忠兵衛の稱を譲る。	一六二
八月十五日	富山を出發して歸京。	一六二
十月十二日	忠兵衛氏出京、翌日より安田商店の事務に従ふ、此時より安田商店は質屋を兼業す。	一六四
明治三年	此年大阪逸身兩替店と爲替取組を始む。	一六六
明治五年	仙臺藩の用達となる。	二〇七
明治五年	卅 五 歳	
五月十二日	本日より一ヶ月ばかり家族を携へ上州伊香保方面に遊ぶ。	一九八
六月廿五日	南茅場町廿八番地の家藏を買取る。	一九八
七月七日	四日市八番地及九番地の地所を買入る。	一九九
明治六年	此年司法省の御用を勤め、乾字小判を上納す。	一九九
明治六年	卅 六 歳	
六月廿八日	鹿島萬兵衛氏等と共に弗相場所開設を發起し東京府廳に願書を出す。	一八五
七月五日	上記相場所業務開始。	一八五

八月十一日	箱根熱海に避暑旅行の爲め出發す。	一九九
八月廿六日	歸京。	一九九
十二月九日	龜井町より出火し小舟町の本店類焼す。	一九九
明治七年	卅 七 歳	
一月十九日	神田美土代町二丁目七番地の地所家屋土藏を買取る。	二〇二
四月十四日	司法省の金銀取扱御用を命ぜらる。	二〇八
六月十二日	父善悦翁美土代町七番地へ移居す。	二〇三
十月十八日	司法省爲替方仰付けらる。	二〇八
明治八年	此年大傳馬鹽町一番地並に七番地を買入る、又小錢拂底の爲め大藏省に銅貨一萬圓の拂下出願、栃木安田商店出張所新設等の事あり。	二〇二 二〇三 二〇七
明治八年	卅 八 歳	
六月十九日	海路、大阪、神戸、九州視察の途に上る。	二一七
七月一日	歸京。	二一七
七月廿六日	次女暉子生る。	二〇六
九月十五日	堀川長吉の弟卯之吉（後善四郎と改む）を養女ツル子の智養子に貰ひ受く。	四四〇

十二月廿九日

栃木縣廳と爲替方及金銀取扱の契約成る。

二二五

明治九年

卅九歳

八月二日

川崎八右衛門、松下市郎右衛門等と提携して國立銀行創立を紙幣寮へ出願す。

二二三

八月十三日

父善悦翁を奉じ房子夫人を伴つて日光見物に出立す。

二二六

八月十九日

歸京。

二二六

九月六日

國立銀行設立の件許可さる。

二二四

九月十四日

前記銀行に第三國立銀行の名稱許可さる。

二二四

十月卅一日

紙幣寮へ簿記傳習の爲通學の件願出づ。

二二三

十二月一日

第三國立銀行開業免狀を授與さる。

二二五

十二月十七日

養老秀吉氏三男長次郎(後善助と改む)を養子に貰受く。

四四〇

日

此年偕樂會を設く。

四九五

明治十年

四十歳

五月廿五日

第三國立銀行支店を大阪に設立する爲め大阪神戸方面に向ふ。

二二八

六月廿二日

歸京。

二二八

十月廿六日

栃木に國立銀行設立の件許可さる。

二二九

明治十一年

四十一歳

一月十三日

栃木の銀行に第四十一國立銀行なる名稱下附さる。

二二九

一月廿日

父善悦翁を奉じて箱根熱海より静岡濱松邊まで遊覽す。

二二六

二月十六日

歸京。

二二六

三月十一日

第十七國立銀行と爲替契約を締結す。

二二六

六月一日

第三國立銀行増資の件(三月廿八日出願)大藏省より許可さる。

二二六

八月一日

東京商法會議所議員に選ばる。

二二七

九月四日

大藏省より第四十一國立銀行開業免狀を下附さる。

二二九

十二月廿三日

東京府會議員に當選す。

二二八

明治十二年

四十二歳

一月十六日

第一回の議員として東京府會に臨む。

二三八

三月七日

長男善之助氏(現在の善次郎氏)生る。

四三四

三月十八日

大藏省出納局收税預り人を命ぜらる。

二三七

六月廿七日

米國前大統領グラント將軍來朝に付接待委員に擧げらる。

二三八

七月廿一日

同將軍を上野に饗應するに付、同所に 聖上の御臨幸を仰ぐこととなり、右の請

二三八

八月廿九日	願委員に選ばれる。	二三八
十月三日	善悦翁及房子夫人を同伴して上州伊香保方面に遊ぶ。 歸京。	二三八
十月廿九日	正金銀行創立發起人となる。	二三八
十一月十一日	安田銀行創立の願書を東京府廳へ提出す。	二三九
十二月一日	本所區横網町田安邸を買入る。	二三九
十二月三日	東京府より明治十四年三月開かるべき第二回内國勸業博覽會日本橋區出品人總理を命ぜらる。	二四〇
明治十三年	此年善悦翁と謀り郷里富山市なる愛宕神社に石鳥居を寄進す。	二四〇
一月一日	四十三歳 安田銀行開業す。	二四六
一月七日	東京府に於て公債に據り防火線を設置するの議あり、起債方法調査委員に擧げらる。	二四三
一月十四日	茶の湯の稽古を始め、此日横網別荘に於て茶會を催す、自邸に於ける茶會の初なり。	二四二

一月十九日	元岩井町の宅類焼す。	二四二
二月廿七日	東京府會に於て防火線設置の爲めの募債不可を力説す。	二四三
二月三日	東京府會に於て府債募集諮問案の改正を建議し、後遂に之を通過せしむ。	二四三
二月十五日	成島柳北氏等と謀つて共濟五百名社を起す。(後の共濟生命保險會社なり)	二四二
二月廿三日	東京府會議員及東京商法會議所議員辭職願を提出す。	二四三
六月十六日	寶生流謠曲の稽古を始む。	二四四
七月卅日	房子夫人を伴つて京阪地方遊覽の途に上る。	二四六
九月九日	歸京。	二四七
九月廿二日	公債證書價格維持の方法を大藏省に献策す。	二四八
十月一日	愈々府會議員を辭す。	二四三
十一月廿三日	岩代羽前地方に出張し、第三十一國立銀行重役と會見し同行との關係の端を開く。	二四八
十二月八日	歸京。	二四八
十二月十二日	照降町より出火、安田商店の奥台所等類焼す、罹災者に惠與金を爲す。	二四八
明治十四年	四十四歳	
四月十九日	農商務省爲替方を命ぜらる。	二五二

十月廿六日
十一月二十
九日
明治十五年

第九十八國立銀行の件につき千葉へ赴く。
三女峯子生る。

四十五歳

一月十八日
二月八日
二月廿二日
六月廿七日
八月十七日

大阪神戸へ赴く、小田銀行創立につき其規則を起草して助勢を興ふ。
歸京。

第四十四國立銀行を第三國立銀行へ合併するの企を始む。

日本銀行創立御用係心得を命ぜらる。

松方公邸に於て同公及富田、加藤、三野村の諸氏と日本銀行創立事務に付意見を交換す。

八月廿一日

第三國立銀行と第四十四國立銀行との合併許可さる。

九月

茂木惣兵衛、朝吹英二、馬越恭平氏等と倉庫會社の設立を謀る。

十月九日

日本銀行創立御用係心得を免ぜられ、慰勞として白縮緬一疋を下賜さる、更めて日本銀行理事兼割引局長囑託を命ぜらる。

十一月

前記倉庫會社開業す。

四十六歳

明治十六年

三月

銀行條例改正案に關する大藏省の諮問に對し其意見を述べ。

四月廿八日

日本銀行開業の祝典舉げらる。

五月

第三國立銀行の華客百二十餘名を八百松樓に招く。

六月七日

富山縣爲替方を命ぜらる。

六月廿一日

大阪へ向ふ。

六月廿八日

日本銀行大阪支店開業式に列す。

七月六日

大阪よりの歸途郷里富山に歸り菩提所へ參詣し、親戚故舊に金員を贈りて謝恩及び救濟の宿志を遂ぐ。

七月廿三日

歸京。

七月廿五日

安田商店開業當初より忠勤を勵みし一番々頭峰澤徳兵衛死去す、因つて懇に遺族の成立を圖る。

八月廿四日

家族と箱根に遊ぶ。

九月五日

歸京す。

明治十七年

四十七歳

六月十九日

自轉車に試乗す。

明治十七年

自轉車に試乗す。

二四九

四三四

二六六

二六七

二六七

二六三

二六三

二六二

二六七

二六八

二六八

二六四

二六八

二六八

二六八

二六九

二七三

二七三

二六九

二七〇

二七二

二七二

二七七

二七七

二七三

二七三

二九三

六月廿八日	次男眞之助生る。(早世)	四三四
八月六日	保善社規則を起草す。	五〇四
八月七日	北海道視察の途に上る。	二七九
九月十八日	北海道よりの歸途東北地方の視察を終へて此日歸京す。	二八一
十月十二日	拙基會を作り其會則を定む。	二八二
十月十三日	日本銀行理事辭職願を提出す。	三〇一
十月廿一日	栃木縣新築廳舎開廳式に臨む。	三〇二
十一月卅日	氏と親交ある成島柳北氏歿す。	二九六
十二月廿九日	依願日本銀行理事を免ぜられ、同時に目錄金五百圓を賜はる。	三〇四
明治十八年	此年前田家貯藏の古金十五萬兩を買入る、本所區横網町の新築落成、島根縣爲替方用達を命ぜらる。	二九五 三〇三 三〇二
二月	第三國立銀行の預金に取付始まる、前記古金買入に關する風評に基く、依て華客二百餘名を八百松樓に請待し事理を釋明す。	二九五
明治十九年	四十九歳	

一月十三日	北海道廳現金取扱方を命ぜらる。	三〇八
四月十五日	當時有名のお詩客岡本黄石以下九名を招く。	三〇九
五月廿日	松方大藏大臣を横網町新宅に招く。	三〇九
六月六日	毛利元徳公を招く。	三〇九
六月十九日	松方大藏大臣に招かる。	三一〇
六月廿四日	大木喬任卿に招かる。	三一〇
六月廿六日	三男三郎彦氏(後善五郎と改む)生る。	四三四
七月一日	日本橋區濱町三丁目一番地の地所を買入る。	三二四
八月十九日	虎列刺大に流行す、悪疫と暑氣を避くる爲め父及妻子と共に栃木縣下奈良部に遊ぶ。	三二五
八月廿六日	日光に赴き輪王寺住職彦阪湛厚上人の饗應をうく。	三二七
八月廿七日	日光に別荘の新築を企つ。	三二七
九月二日	日光より鹽原温泉へ向ふ。	三二五
九月十八日	歸京す。	三二八
十月十九日	演劇改良相談會の企あり、氏も發起人の一人に擬せられしも之を辭す。	三二九

十一月十二日
十一月十九日
十二月十九日
十二月卅日

釧路硫黄山の調査に取掛る。
兩毛鐵道建設の發起人會に列す。
舊加賀藩主前田家より深川の鴨堀に招かる。
釧路硫黄山引受の議熟し、此日事務所の豫算を編成す。
此年栃木縣地方税金の取扱を免ぜらる。

五 十 歳

明治廿年
一月三日
三月十六日
三月廿日
四月廿一日
五月
五月廿日
六月一日
六月十三日

善悦翁の健康勝れず依て別莊奥中二階に移す。
善悦翁長逝す。(享年七十四)
浅草區聞成寺に於て善悦翁の葬儀を営む。
海防費壹萬圓を献納す。
兩毛鐵道検査委員となる。
亡父の遺命に従ひ、其齒骨を京都東本願寺の東大谷に納め、又高野山に常明燈二箇を奉納する爲め京畿に向ふ。
神戸より北九州巡視の途につく。
馬關より海路宇品に着し中國を視察す。

三二九
三三〇
三三〇
三三三
三〇八
三三六
三三七
三四〇
三四五
三四七
三四三
三四四
三四四

六月廿一日
九月廿一日
九月廿九日

歸京。
海防費の献金に依り従六位に敘せらる。
金製黄綬章を賜はる。
此年大分縣中津の第七十八國立銀行を買收す。

五 十 一 歳

明治廿一年
三月
五月廿二日
十月
十一月九日

水戸鐵道會社検査委員となる。
兩毛鐵道一部開通。
乗馬の稽古を始め。
四男小六郎氏(後善雄と改む)生る。
此年帝國ホテルの創立あり氏も亦發起人に加はる。

五 十 二 歳

明治廿二年
八月十七日

日本銀行監事を拜命す。
此年東京市々會議員に選ばる、又東京電燈會社救済に取掛る。

五 十 三 歳

明治廿三年
八月十九日

日本銀行新築に付其主管を命ぜらる。

三四四
三四五
三四五
三四五
三四七
三四七
三五七
四三四
三四六
三六一
三六〇
三五〇
三六一
三六二

十月十八日

養子善助病歿す。

四四〇

明治廿四年

五十四歳

一月十一日

馬術中等二級に進む。

三六八

一月十二日

家族一同インフルエンザニ冒されたるも氏獨り健全なり。

三六九

七月十八日

彫工をして製作せしめたる木馬一頭松方總理大臣の手を経て 聖上へ献上す。

三六七

七月卅一日

横綱二丁目七番地池田邸を買求め受け渡し終る。

三六六

八月九日

新邸(舊池田邸)へ移轉し、之を本邸と稱ふ。

三六六

八月廿九日

先般献上せる木馬嘉納あらせられたる旨の御沙汰を拜す。

三六八

十一月八日

日本銀行の命により濃尾大地震視察の爲め名古屋及岐阜に出張す。

三六二

十二月

岩國第百三國立銀行を救済す。

三六九

此年パノラマ會社の株主に加入し又小倉第八十七國立銀行を助勢す。

三六九

五十五歳

明治廿五年

一月十三日

衆議院議員候補者たらん事を求められたるも固辭す。

三七二

三月十日

日本銀行定礎式行はる、監事及工事主管として列席す。

三六三

四月六日

總理大臣松方公爵に招かる。

三七九

四月十七日

松方公を招く。

三七〇

四月廿四日

伏見宮貞愛親王殿下に従ひて小金井へ遠乗す。

三八〇

四月廿七日

硫黄山視察の爲め福島宮城兩縣下へ向ふ。

三八二

五月六日

歸京。

三八二

七月廿三日

硫黄山監視の爲め北海道旅行の途に上る。

三八三

八月一日

硫黄山を檢閲す。

三八四

八月十四日

歸京。

三八六

九月六日

衆議院議員候補者たることを承諾す。

三七一

九月十七日

選舉の結果廿四票の差を以て楠本正隆氏選に入る。

三七二

五十六歳

明治廿六年

四月十三日

宮内大臣土方久元伯を招く。

三八〇

四月十四日

副島種臣伯を招く。

三八〇

八月廿九日

帝國海上保險會社創立許可さる。

三七八

九月廿五日

帝國海上保險會社創立總會を開く。

三七八

十一月五日

同社開業。

三七八

此年兵庫運河開鑿を助力す。

明治廿七年

五十七歳

一月七日

本所區衆議院議員候補たらんことを求められたるも固辭す。

三八八

一月十二日

本所區公民會々長に選ばれる。

三八八

二月一日

西國に向ふ。

三八九

二月十六日

歸京。

三八九

三月九日

聖上銀婚式をあげさせられ酒饌料下賜さる、依つて横網町西洋館新築落成祝及誕生祝を兼ね、其の披露祝宴を開く。

三九〇

三月十九日

氏の推薦せる奥三郎兵衛氏衆議院議員當選につき祝宴を開く。

三九一

三月廿五日

共濟五百名社組織變更總會。

三九一

四月六日

共濟生命保險合資會社成立。

三九二

四月六日

新築西洋館落成、宴會を開く、本日を始めとし總て十一回、二十九日を以て終る。

三九二

五月廿七日

馬術練習所より卒業證書を授與せらる。

三九四

六月七日

房子夫人を伴ひ郷里富山に向ふ。

三九五

六月十六日

歸京。

三九八

七月

大阪に安田運搬所を置き兵器運搬を取扱ふ。

四〇八

八月一日

大阪より下の關に向ふ。

四〇五

八月十四日

歸京。

四〇六

八月廿日

有志者等の衆議院議員立候補勸説をさけて日光に遊ぶ。

四〇〇

八月卅一日

衆議院議員に當選す。

四〇〇

九月三日

歸京。

四〇一

九月七日

衆議院議員の辭表を東京府へ提出す。

四〇一

九月八日

本所區公民會々長を辭す。

四〇一

九月十三日

成田、銚子地方へ旅行。

四〇八

九月十八日

歸京。

四〇九

十月廿五日

神戸大阪方面に向ふ。

四〇九

十一月一日

歸京。

四〇九

十一月廿一日

軍事公債の件に付伊藤總理大臣と會見す。

四〇四

十二月上旬

東京市大祝捷會發起人となる。

四〇九

明治廿八年

五十八歳

一月廿二日	浦賀へ赴く。	四〇九
一月廿六日	鎌倉を経て歸京。	四〇九
三月	製釘會社を企つ。	四二八
四月十六日	九州旅行の途に上る。	四〇九
五月八日	歸京。	四一〇
五月廿六日	房子夫人及家族若干名を携へ上方見物の途に上る。	四一〇
七月二日	歸京。	四一一
明治廿九年	此年共済生命保險會社を株式組織とす。	四二九
二月五日	五十九歳	四三〇
三月十日	日清戦争に關し日本銀行に於ける功勞により勳四等に叙せらる。	四三一
三月廿二日	日本銀行新築落成す、之を總裁に引渡す、同行新築祝宴委員長となる。	四三一
四月一日	日本銀行新築落成祝賀會。	四三一
六月十五日	日本銀行新築主管を免ぜられ金盃一組、感謝狀及金壹千圓を下賜さる。	四二九
七月卅日	秋田縣國庫金取扱の内命を受く。	四二九
	武相中央鐵道創立總會に臨む。	四二九

八月四日	東京建物會社創立總會を開く。	四二九
八月	鳥羽鐵工所を引受くる契約成る。	四二九
十月一日	明治商業銀行の開業。	四二九
明治卅年	六十歳	四三三
三月卅日	伊臣貞太郎氏を迎へて養子とし長女暉子に配す。	四四八
八月廿二日	日本銀行監事辭職願提出。	四四八
十一月八日	臺灣銀行創立委員に任命さる。	四四六
十一月二十	養子善四郎病歿す、大阪市築港公債を一手に引受く。	四四〇
四日	此年東京電燈會社より手を引く。	四四二
明治卅一年	六十一歳	四四九
一月廿一日	衆議院議員候補たらんことを勧められたるも固辭す。	四四九
三月二日	農工商高等會議々員を命ぜらる。	四六六
五月十日	根室銀行を設立す。	四六七
六月十七日	釧路硫黄山事業一段落を告ぐ。	四五五
明治卅二年	六十二歳	四五五

二月廿八日	鐵道國有調査委員の内命を受く。	四六六
五月廿日	北海道拓殖銀行創立委員を命ぜらる。	四六六
五月廿六日	舊浪花紡績會社を入札の上引取る。	四六七
六月一日	安田商事會社設立開業。	四六七
九月廿六日	東京灣築港計畫請願書を提出す。	四六八
明治卅三年	此年南佐久間町二丁目 [●] 地所及び仙臺阪上、水谷町の地所を買入る。	四六八
二月	六十三歳	
三月卅一日	京釜鐵道創立委員を命ぜらる。	四六六
六月一日	日本興業銀行創立委員を命ぜらる。	四六六
六月	群馬商業銀行設立開業。	四六七
十一月八日	大阪の天満鐵工所を引受け、之を大阪安田鐵工所とす。 八社會を組織す。	四六八 四六九
明治卅四年	此年東京大阪間に高速力電氣鐵道布設の請願をなす。	四六八
四月	六十四歳 千葉第九十八銀行救済に着手す。	四六七

五月一日	熊本第九銀行を整理し之を開業せしむ。	四六七
七月十二日	岡山第廿二銀行救済成る。	四六七
明治卅五年	六十五歳	
二月五日	張之洞の借款申込の件に付桂總理、平田農商務、小村外務各大臣に會見し内談を受く。	四八八
四月	横濱電氣鐵道會社を救済し貸出を爲す。	四六八
四月八日	支那視察の途に上る。	四八八
四月十三日	上海着、柳樹浦、盛華、老公茂、興泰號の三紡績工場及乾康東廠、倫華號、詳興號の三製糸場視察。	四八八
四月十八日	上海出帆。	四八八
四月十九日	蕪湖。	四八八
四月二十日	赤壁通過。	四八八
四月二十一日	漢口着、武昌湖北織機管局、武昌製絲局及農學堂視察、總督張之洞と會見す。	四八八
五月三日	大冶鑛山視察。	四八八
五月四日	九江。	四八八

五月七日	上海出帆。	四八八
五月十一日	歸京。	四八八
明治卅七年	六十七歳	
一月十八日	日露國交の危機に付都下主なる銀行家と共に大藏大臣より内談をうく。	四七三
	日ならずして開戦となる。	四七三
一月廿一日	山縣元帥を訪ひ時局の財政につき意見を陳述す。	四七四
二月十二日	福岡第十七銀行本店焼失す。	四七四
六月八日	松本重太郎氏より第百三十銀行の援助を求めらる。	四七五
六月十四日	第百三十銀行の件につき桂總理會根大藏兩大臣と協議す、大阪に向ふ。	四七七
六月十六日	第百三十銀行調査に取掛る。	四七八
七月一日	井上伯より百三十銀行の件に付懇請をうく。	四七七
七月二日	井上伯邸に於て同伯及桂首相、會根藏相と會し、軍國多事の際なれば是非右銀行を整理せんことを懇請さる。	四七七
七月四日	大阪方面の有志者より第百三十銀行整理を懇請さる。	四七八
七月六日	整理條件を提出す。	四七八

七月十一日	第百三十銀行を開業せしむ。	四七九
明治卅九年	六十九歳	
四月一日	日露戦役の功に依り勳二等に叙し瑞寶章を授けらる。	五一〇
七月十三日	南滿州鐵道株式會社創立委員を命ぜらる。	五〇九
明治四十年	七十歳	
七月廿六日	帝國製麻會社を設立す。	五〇九
	此年第五十八銀行を整理し第百三十銀行に合併し、又四分利公債發行につき政府に献策するの事あり。	五〇九 五一七
明治四十一年	七十一歳	
一月	東京慈惠會へ金三萬圓寄附す、是より先き施療病床費金壹萬四千二十二圓を出捐せしが改めて上記金員を寄附す。	五二一
七月廿日	信濃銀行整理を引受く。	五〇九
九月十六日	東洋拓殖株式會社創立委員を命ぜらる。	五〇九
明治四十四年	此年高知銀行を整理す。	五〇九
	七十四歳	

六月廿二日
明治四十五年
一月一日
大正三年
三月十四日
大正四年
十一月十日
大正五年
大正九年
十二月廿八日
大正十年
三月
七月四日
九月四日

濟生會へ金三十萬圓を寄附す。 五一
七十五歳 五〇三
保善社の資本金を壹千萬圓に増加し法人組織とす。
七十七歳 五五六
富山市立職工學校及商業學校生徒貸費基金及學校建築費六萬圓を寄附す。
七十八歳 五一〇
從四位に叙せらる。
七十九歳 五五二
東京帝國大學文學部佛教講座基金五萬圓寄附。
八十三歳 五三三
養子善三郎氏安田家より離居し、善次郎氏再び事務を視る。
八十四歳 五五六
八億圓を投ぜんとする後藤男爵の東京都市計畫案を引受くる内談を開く。
東京帝國大學講堂建設費(壹百餘萬圓見積)寄附申込許可さる。
三百萬圓を以て社團法人安田修德會を設く。 五五六

九月廿八日

大磯の別莊に於て暴卒す。

五六六

年譜終

跋

余常に以爲く、肖像なるものは、繪畫にせよ、彫刻にせよ、いかに天下の名手と雖も、其眞に肖ざれば觀るに足らずと、況や傳記をや、眞を寫し實を記するは、考證の精と、記述の巧と、双ながら備はらざれば能はざるなり、但し考證は親しく實を視るに若かさるは勿論也。

矢野龍溪先生考證の精こ、記述の巧こを具へられたる而已ならず、久しく安田松翁こ親交あり、此傳先生に依て成る、實に其眞を後世に傳ふべき也、讀了つて爲に一言を卷末に跋す。

大正十三年十一月九日

於東京牛込弗措齊

況翁 石 黒 忠 惠

大正十四年七月廿五日印刷
大正十四年七月廿八日發行

非賣品

版權
所有

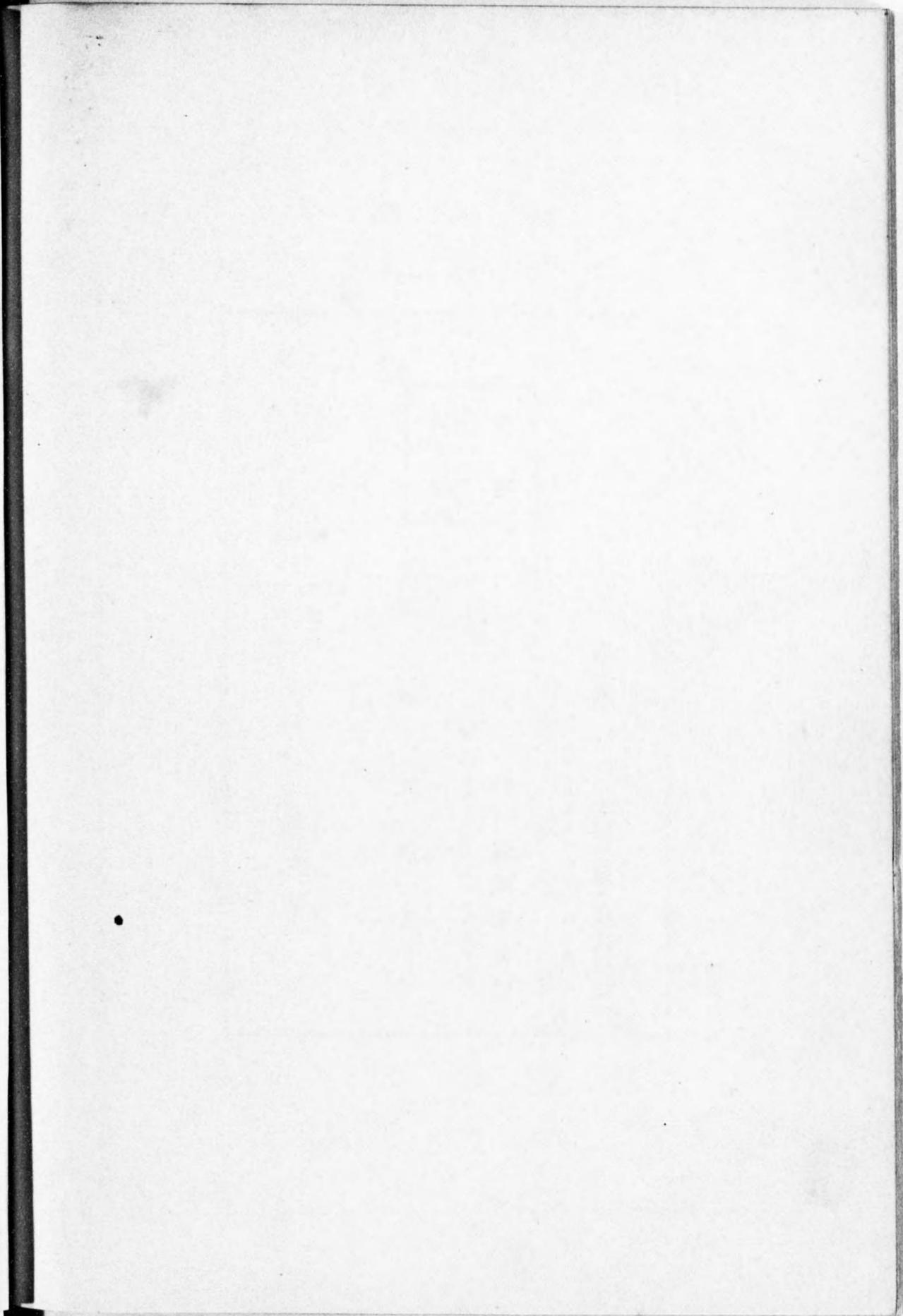
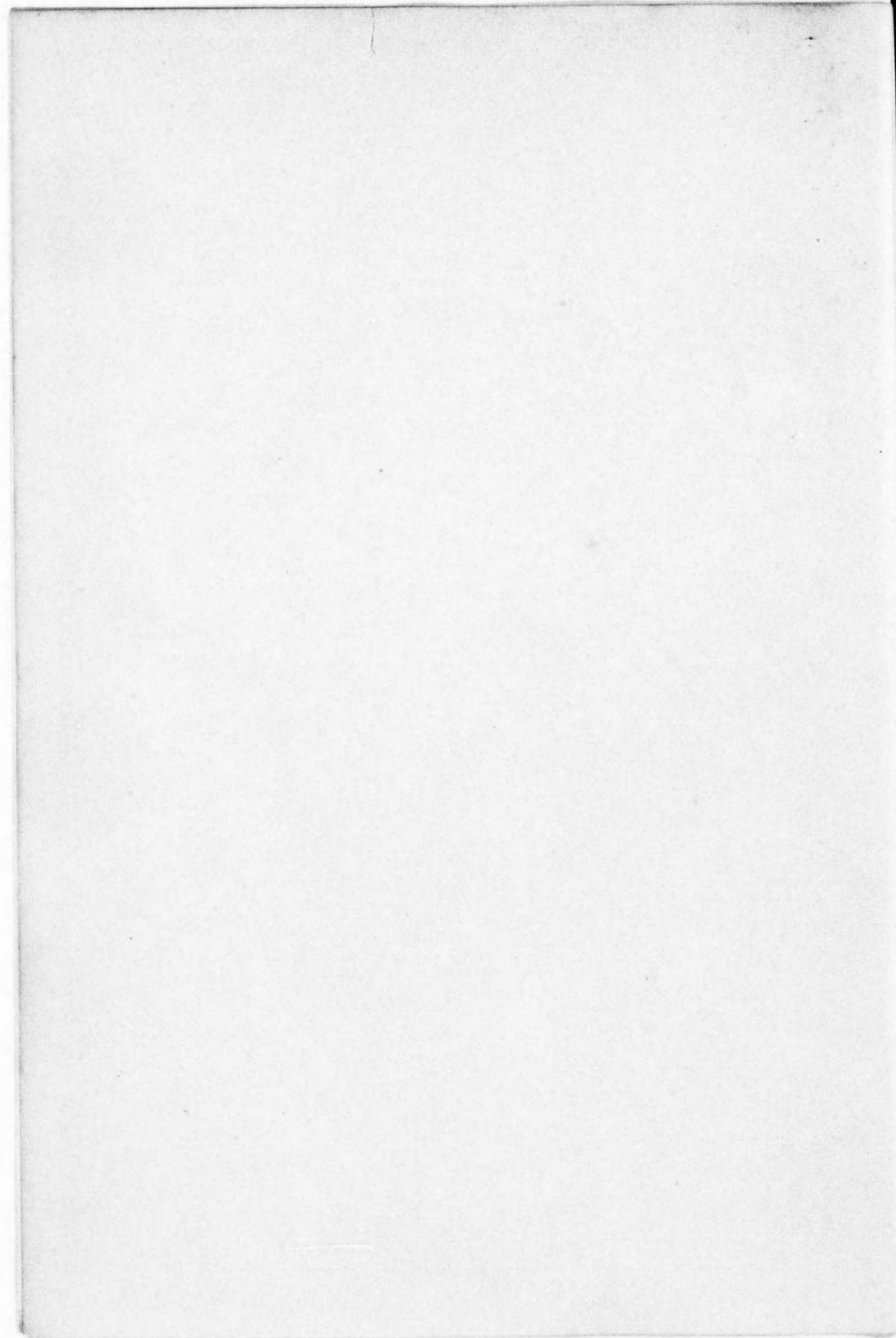
著者 矢野文雄

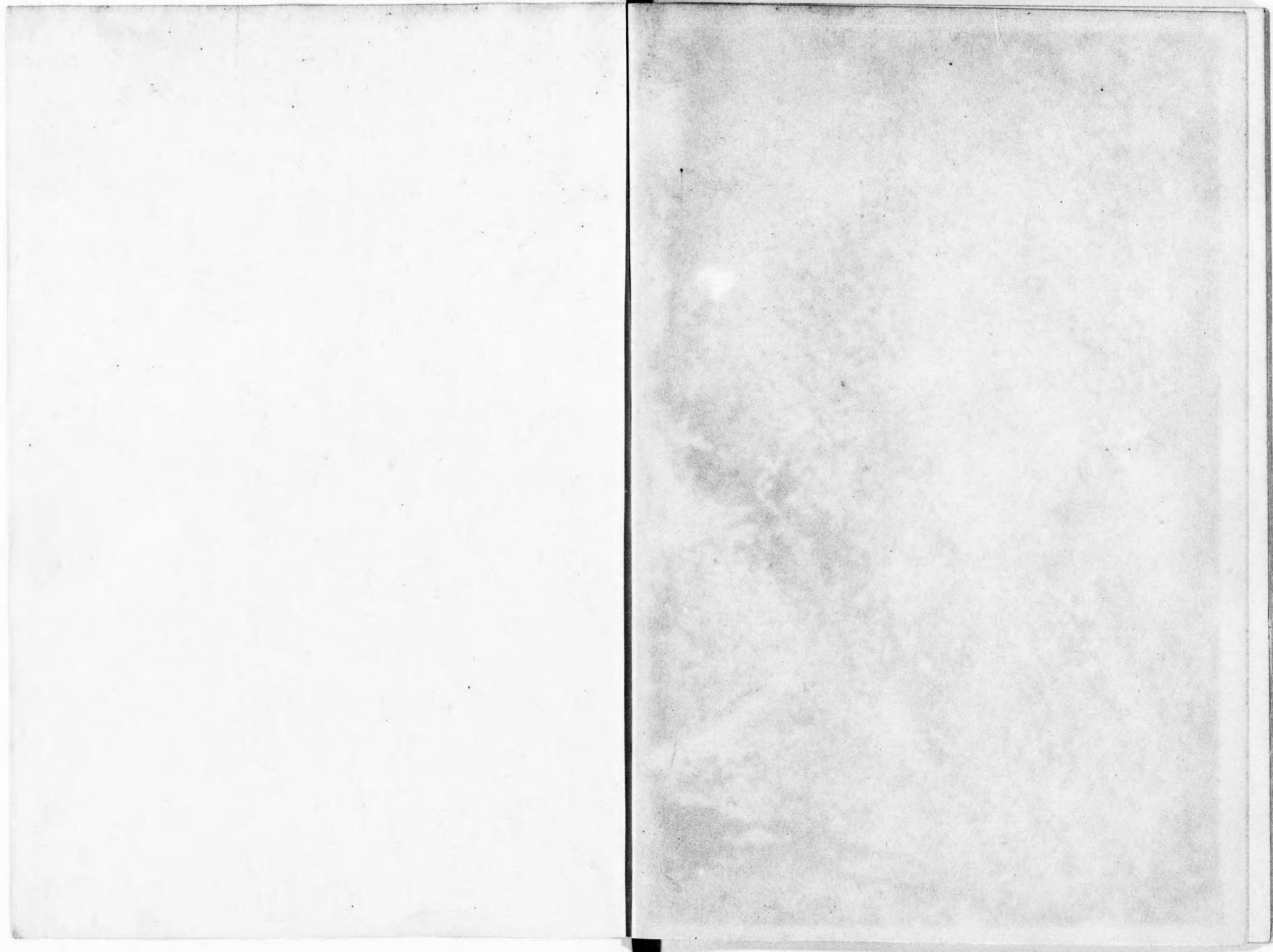
發行者 安田保善社

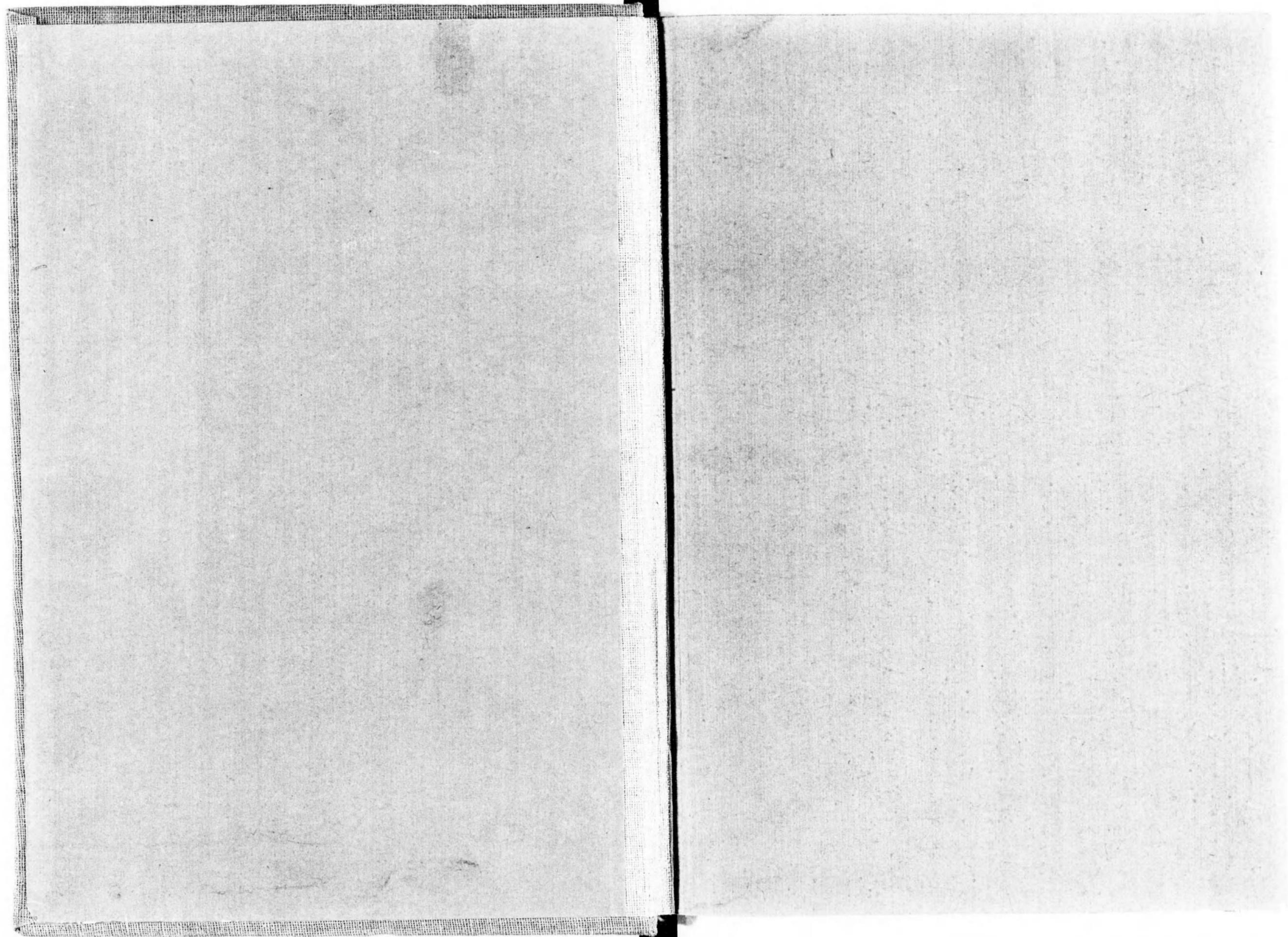
印刷所 日本紙器製造株式會社

東京市麹町區永樂町二丁目十番地
會社名 安田保善社

東京市四谷區元町五十九番地
日本紙器製造株式會社







終

